

国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第3回）

2008年3月3日（月）

（13:30～17:48）

国際協力銀行本店9階講堂

【司会】

それでは予定の時間になりましたので、これから開始させていただきたいと思います。皆さん本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合（第3回）を開催させていただきたいと思います。

前回に引き続きまして司会・進行役をやらせていただきます、国際協力銀行総務部の鶴木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

すでに私ども、あるいはNEXIさんのホームページでご紹介させていただいております、本日は第3回のコンサルテーション会合ということで、13時半から17時半まで、今日はちょっと長丁場になりますが、4時間ということで予定させていただいております。前回までと同様、途中で休憩を真ん中あたりで挟ませていただければと考えております。

それからこれも毎回お願いしていることですが、改めて冒頭で申し述べさせていただきたいと思います。まず議事録の件ですが、議事録を公開させていただく前提で考えております。したがってご発言される場合には、事前にご所属、お名前をおっしゃっていただければと思います。また議事録上では匿名をご希望になる方、あるいはそもそもこの会議の発言自体も匿名でのご希望の方につきましては、ご発言の前にその旨をおっしゃっていただければと思います。次に、なるべく多くの方にご意見を伺えるようということで、これも毎回申し上げますけれども、ご発言は極力簡潔にお願いできればと考えております。三つ目ですが、この会合は環境ガイドライン改訂の検討のための会合ということですので、そうした趣旨に鑑みまして、個別案件に関するご意見、ご質問等についてはご遠慮願えればと考えております。

以上三つ、前回までと同様でございます。皆様のご協力をいただきまして、実りの多い議論、会議にできればと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは本日の第3回の会合を開始するにあたりまして、まず本日の全体の議事の流れにつきまして、国際協力銀行の藤平参事役から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

国際協力銀行の藤平でございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

います。私のほうから本日の議事の仕方につきましてご説明およびよろしければこういうやり方をさせていただきたいということでご了解を得られればと思っております。

ホームページにアップさせていただいておりますアジェンダは、もうご承知のとおり、実施状況確認についての話と、それから論点整理という2大項目でございます。これをどういう順番でやるのかということについてご説明したいと思います。本日は論点整理のほうから先にやらせていただきたいと思いますと思っております。論点整理のほうはこれから本格的な議論が始まっていくことになると思っております。したがって論点整理のほうも、もちろん私どもといたしましては、本日ある程度もくろみのようなものがございまして、ここまでやれたらいいかなというところはございまして、これは皆様方との議論次第ということもございまして、論点整理から始めますけれども、論点整理につきましては約2時間、3時半ぐらいをめどに、もしそこまで論点整理のほうが終わらなければ、一旦実施状況確認のほうに議論を移させていただきます。実施状況確認のほうの議論でそこが終わりましたら、また論点整理のほうに戻るという格好にさせていただければと思っております。

もちろん論点整理が思ったより早く本日のアジェンダを消化してということになれば、論点整理のほうに戻るとことはしないということになると思っておりますが、万が一論点整理のほうにこれから2時間超、3時半ぐらいを超えるような感じがありましたら、一旦そこは時間で切らせていただければと考えております。よろしければそういう感じで今日の議論をさせていただければと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。私のほうからの説明はとりあえず以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それではただいまご説明がありましたように、前回から引き続きまして二つの大きなポイントというか話題があったわけですが、そのうちの一つの論点整理のほうをまず最初にやるということで、今JBICのほうから提案がありましたように、一応時間を区切らせていただきまして、とりあえずまずは3時半程度までをめどに、この話題につきまして皆さんと議論をしていただければと考えております。

それでは最初の話の論点整理につきまして、まず論点整理の進め方につきまして、NEXIの渡辺さんからご説明をいただければと思っております。

【日本貿易保険 渡辺】

NEXI の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。今回からおそらく何回かにわたりまして論点整理のパートを行ってまいりたいと考えておりますが、その進め方について私ども JBIC/NEXI でどのような認識で、あるいはどのような手順で進めていくのかということをお考えの次第です。これをぜひ皆様と共有させていただきたいということでちょっとご説明申し上げたいと思います。

すでにウェブでアップされていますが、お手もとにもお配りされていると思います。A4 の 1 枚紙で、「論点整理の進め方について」というペーパーがございます。これに沿ってご説明申し上げたいと思います。

1. に位置付けと書いてあります。今回のコンサルテーションは、第 1 回の会合、それから第 2 回の会合で、皆様からさまざまなご意見を広く伺いました。並行して進めていますけれども、JBIC ガイドラインの実施状況確認においても、皆様から広くご意見を伺っております。そして私ども JBIC/NEXI からいくつか論点ということで紹介をさせていただいたわけです。これら個々のいろいろなご意見について、その見直しの必要性の有無、その理由を今後確認していくプロセスが論点整理だろうと私どもは認識しています。

私どものガイドラインの見直しにあたりましては、今回会合にご参加の皆様のみならず、できるだけ多くの関係者の方々、皆様に対してご説明を行っていく責任が私どもにあるものと認識をしております。したがってなぜその見直しを行う必要があるのかということをお、このペーパーで言いますと 2. 具体的な進め方というところに記していますが、十分に確認した上で判断を行っていく必要があるということをおぜひご理解いただければと思います。

ペーパーの二つ目、2. 具体的な進め方というところです。むしろお手もとの A4 の両面印刷、8 枚のものですが、「ガイドライン改訂検討に係る論点整理（案）」という資料をご用意していますので、これをお覧いただければと思います。できましたら今後この資料をテキストとして各界の議論等を取り入れるなど、バージョンアップを適宜行いながら進めていきたいと考えています。

具体的には、このペーパーは皆様からいただいたご意見を整理したものです。基本的にいちばん左側に項目・現行条文とありますが、現在の私どものガイドラインの項目立てに沿って、いただいたご意見を整理したものです。真ん中に皆様からいただいたオピニオンの要旨ということでまとめています。いちばん右側に、見直しの必要性についての検討ポイントという欄があります。

論点あるいは議論の進め方ですが、このいちばん右の欄に記載の個々のポイントについて、皆様から見直しの必要性の有無、あるいはその理由についてコメントをいただきながら進めていきたいと考えております。この検討ポイントについては、今回は第3回目の会合ですが、今回につきましてはJBIC/NEXIで用意させていただきました。この欄にそれぞれ<JBIC/NEXI 第3回会合分>という書き方をしています。今回はそういうかたちで私どものほうから提示させていただきましたが、皆様からの検討ポイントの提出も歓迎いたします。

その書き方ですが、私どもの埋めた欄をご覧くださいとおわかりになると思いますが、基本的にはイエス/ノー、その理由は何ですか。Yes or no, with a reason whyという回答しやすいかたちで答えられる、問い掛けのかたちです。もちろんイエスとかノーには条件付きのイエスとかノーもあるかもしれませんが、問い掛けのかたち、各オピニオンに対して問い掛けをするというかたちで議論が進めていければと考えております。

具体的には個々の検討ポイントの欄の記述をご参照いただければと思うわけですが、今回の検討ポイントについては、ご覧いただければおわかりかと思えますけれども、比較的一般論的な問い掛けになっています。ただ、議論を進めるにあたっては、当然個別の論点も出てくると思いますので、必ずしも一般論的な問い掛けに限定するということは考えておりませんで、皆様から個別具体的な論点が提出いただけるのであれば、それも取り上げていきたいと思っております。

こうした問い掛け、検討ポイントに対して、皆様からコメントをそれぞれいただきたいと考えているわけです。したがって私どもを含め、皆様から検討ポイントに対して、また皆様からそれに対するコメントを募っていく。そしてそのコメントに対して双方向と言いますか、あるいはマルチ方向と言いますか、で議論を行っていくというスタイルを私どもは考えております。時間がかかるかもしれませんが、これまで多くのご意見をいただいております。そこから見直しの方向性を抽出していくプロセスとして、こういった論点整理が適切と考えたわけです。

今回は私どもで検討ポイントを提出させていただいたわけですが、次回の会合の分として皆様から検討ポイント、それからコメントの提出をぜひお願いしたいと思っております。ここはお願いですが、できましたら検討ポイントについては、できるだけちょうど1週間後にあたる3月10日までに書面でご提出いただければありがたいです。

一方コメントについてですが、これは次回の第4回目の会合当日までに書面でいただけ

れば、第4回の会合で配布できるかたちにしたいと思っております。基本的に皆様が十分に考えてコメントをしていただくということを考えておりますので、検討ポイントにつきましては当日配布、当日審議というかたちは基本的に取らないということにしたいと思っております。

今回お配りした私どもの検討ポイントに対するコメントは当然歓迎するわけですが、これも来週の月曜日の3月10日までに、もし電子媒体でファイルのかたちでいただければ、今回のコメントと併せてJBIC/NEXIのウェブに第3回会合資料ということでウェブアップしたいと考えております。

最後に、A4の縦の論点整理の進め方についての3点目で、見直しの必要性についてのJBIC/NEXIの視点と書いております。これは今申し上げた検討ポイントを考える上での目安と考えているわけですが、これは必ずしも各論点、ご意見の必要性の有無を考えるにあたって、その判断基準を厳しくするとか、あるいは限定するとか、あるいは固定化するとかいった趣旨ではなくて、あくまで検討ポイントを考える上での目安と考えています。

これは、見ていただければおわかりかと思いますが、具体的には第1に、JBIC/NEXIがガイドラインに掲げています個々の目的、またコモンアプローチが掲げています個々の目的を達成する上で必要と認める場合に見直しを行うというものです。それから個々の視点として、コモンアプローチの見直しの状況からの必要性とか、他のECAのガイドラインとの比較衡量からの必要性とか、その他環境に関する国際的な趨勢からの必要性、あるいは実施状況確認からの必要性、その他環境審査を巡る諸状況からの必要性ということで認識をしております。概念的には今後論点整理を通じて抽出されるガイドラインの見直しの方向性は、今申し上げた諸点のうちのいずれかの視点には整理されるものと考えております。

以上が論点整理を進めるにあたっての私どもの説明でございます。

【司会】

ありがとうございました。ただいまNEXIの渡辺さんからございました論点整理という大きな一つのトピックですけれども、この進め方につきまして皆様ご理解いただけましたでしょうか。ご質問なり、ご確認なりがございましたら、この場でおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ご説明ありがとうございます。一つ教えていただきたいのですけれども、第4回のコンサルテーション会合の日程を教えてくださいませんか。

【司会】

JBICのほうからどうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今のところまだオフィシャルなアナウンスはしておりませんが、3月27日の方向で考えております。

【司会】

何曜日ですか。

【国際協力銀行 藤平】

木曜日だと思います。年度末のお忙しい時期だということは承知をしておりますが、一方で約3週間刻みという観点もあろうかと思っておりますので、3月27日(木)と考えております。

【エンジニアリング振興協会 根元さん】

それは決定でしょうか。我々は27日はちょっといろいろありまして、延ばしていただきたいという希望があるのですが。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

当方も年度末はわりといろいろと混み合っておりまして、実は当組合でも理事会が当日でございます。午後にもいろいろあります。27日の前後というのはけっこう厳しいものがありまして、産業界の団体の皆さんはその可能性は高いのかなと思っておりますが、可能であれば4月上旬に延ばしていただくとありがたいなと考えております。

それからもう1点確認ですが、先ほど、検討ポイントは3月10日までということと、もう一つ、コメントは次回の4回会合までにということだったのですが、このコメントはギ

リギリの当日配布でもという理解でよろしいのでしょうか。

【司会】

それではまずスケジュールの点につきましてお願いできますか。

【国際協力銀行 藤平】

スケジュールについては私からお答えいたします。3月27日というのは、先ほど申しましたように、現時点でまだアナウンスをしておりませんが、有力な可能性の一つであるということです。それからコメントの出し方、どこを期限にするのかというところについてのお話もあろうかと思えます。そこは協議をさせていただきながら決めていくものかと思っております。つまり第4回の日付と、いろいろ作業いただく期限とは分けるというソリューションもあるかもしれないなどは思っております。ここは皆さんとご相談をさせていただきながら決めるところかなと思っております。

【司会】

それから先ほどのコメントにつきましてNEXIのほうからお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

コメントの提出ですけれども、ちょっとわかりにくくて申し訳ございません。繰り返しますと、検討ポイントの提出については1週間後、3月10日(月)までをお願いできればと思っております。それからコメントのほうですが、コメントについては3月10日までに書面でいただければ、今回の第3回会合の資料ということでウェブアップの対象になるわけですけれども、それ以降でも、次回はいつになるか決定ではないですが、次回の会合までに書面でいただければ、それは次回の会合時にお配りするというを考えております。

【司会】

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今回の論点整理のこの表を順次、今ご説明いただいたような感じでバージョンアップし

たその先ですが、一つひとつの論点について内容的な議論を行っていくという理解でよろしいでしょうか。この論点整理のマトリックスを詰めていく目的は、その論点をスクリーニングするとかいうことがあるのでしょうか。それとも各論点はすべて今後議論するものとして、そのための事前の視点を整理していくということになるのでしょうか。

【日本貿易保険 渡辺】

皆様方から1回目、2回目を通じていろいろなご意見をいただいたわけですが、私どものこの会合の最終的な目的は、ガイドラインを必要であれば改訂していくということにあるわけです。したがって皆様方から、こういう改訂をすべきだ、あるいはこれはすべきではないとか、いろいろなご意見が出ている中で、それが今並列している状態かと思えます。したがって実際に改訂が必要があるかということを確認をしていく作業が必要だと思います。そのプロセスの一つとしてこの検討ポイントという道具と言いますかステップを考えたいわけですが、この検討ポイントをある意味質問というか、こういう視点でこの各論点を考えるとどうですか、あるいはこういう点で考えるとどうですかということを基本的にイエス/ノーというかたちでコメントを出していただくかたちで、議論がだんだん整理されていくというか、必要性の有無が明確になっていくことを期待しているわけです。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

そうしますと毎回、毎回、この表を全体的に網羅的に見ていくという手法なのでしょうか。

【日本貿易保険 渡辺】

もちろんその議論にあたっては、個々のポイントはそれぞれ独立していますので、二十いくつの項目に整理されていますけれども、基本的にはそれを一つひとつ検討していくということを考えております。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この表を拝見して私が感じたのは、要はコモンアプローチに書いてないのになんで必要なんだという問い掛けが右側に書いてあるのですが、その問い掛けに答えようと思えますと、個々の事業実施においてこういうことが生じていますとか、こういう議論が今行われ

ていますとか、こういうことがあり得ますとか、そういうかなり個別具体的な中身の議論に行ってしまうのかなと思っているんです。そうしますと、 이슈によっては非常に専門的な人が出席するのがふさわしいものがあったり、ある程度スケジュールを決めて、この 이슈はここらへんに来るとというのがわかったほうが、私どもとしても議論がしやすいかなと思っております、この表自体は非常にわかりやすいと思うのですが、ただ、今右側に書いてある問い掛けに答えるのは、中身の議論をしないとおそらく答えられないような気がしたのでそう申し上げました。

【司会】

NEXI のほうから何かございますか。

【日本貿易保険 渡辺】

そこは、先ほども私のほうからちょっと申し上げましたが、今ここで挙げている論点は比較的一般的な視点からの問い掛けになっています。それに限定するつもりはもちろんございまして、個別の論点あるいは個別の事例に即したかたちで検討のポイントが提出される場合もあると思いますので、それはそれでその視点で挙げていただければ構わないと思っております。そしてそれはそれで検討していくということですが、ただ、今後の議論のスケジュールが今読めるかどうかということについては、今の時点ではなかなかわからない。それが明らかになってくれればご紹介していくということはあると思います。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私ばかりしゃべって申し訳ないのですが、どうもこのマトリックスを埋めることに注力しても、意見がすれ違ってしまっただけのような気がしないでもない。コモンアプローチに書いてないのになぜ必要なんだという問い掛けを問われた時点で、これはじっくり議論しなくてはならないというような気持ちになってしまうんです。ですからこの表を完成させるのはもちろん結構なのですが、個別の 이슈について中身の議論をある時期から始めたほうが現実的かなと考えております。

【日本貿易保険 稲川】

ただいま満田様からいただいたご意見は非常に根源的というか、今後議論していく中で

の大事なスタートポイントだと受け止めております。若干先の議論を含んでいますので、冒頭の説明としては少し長くなって恐縮ですが、このようにご説明します。

まず満田さんがおっしゃっているところについては、そこは乗り越えなければいけないと思っております。つまり今複数の観点、異なる立場とあえて言えば主催者と参加者、参加者の中からも複数のご意見をいただいております。これが私どもの言うところの論点の項目というところでは、ところが、それぞれ出したものというのは、誰であっても思いがあるわけです。私はこういう正しい考え方を持っている。それに立脚して正しい提案をしている。そうではなくて提案している人はいないと思われまます。ということは、このまま私は正しい、あなたは違うだけやっても、議論は満田さんがおっしゃるとおりすれ違いにとどまります。

ですから私たちはあえて皆さんが挙げた論点の項目を解体するかたちで、検討ポイントというかたちにばらしています。これは私たちが今回は一般論にばらした、言い換えればパーツにすぎない。大きなパズルのワンピースに過ぎない。いくつかピースを出してはいますけれども、これに対して皆様のほうからも、皆様の視点から、他の人が挙げた論点、あるいは自らが出して論点についても、一度解体してほしい。

つまり頭と心を切り離して、何を議論したいんだと。私が正しいということにみんな手を挙げてほしいわけではない。一つひとつ、なぜそれは必要なのかというところを立ち返って考える。ここをやらないと、いつまでたっても、どんなやり方をしても、専門家を招こうと、有識者を招こうと、委員会にしよう、決してまとまらない。決してとは申しませんが、非効率的である。むしろ私たちは、今回私たちが出したようなかたちで皆様からも検討ポイントを挙げていただく。

例えば今回私たちは26の論点に対して、おそらく40から50の検討ポイントを挙げています。これに皆様方の検討ポイントも加わってくる。さらにその一つひとつの検討ポイントに対して、皆様それぞれの立場からのコメントがついてくれば、これが一つひとつのパズルのピースになっていく。そしてそれを合わせたものは、現在皆様が挙げている論点と同じもの、だけれども決して同じではない、きちんと頭で整理したものになっている。

今回は私たちのほうが用意しましたが、次回、皆様からのものもご説明というかご紹介したい。できましたら5回目なりからは、その皆様が出した検討ポイントとコメントをこの項目の右側につけるかたちで新しいテキストになっている。もう一度、思いだけではなくて頭で整理した新しいテキストができあがっている。

そして5回目からは、1番からやっていくというのは便宜上のものですから、必要に応じては、先ほど満田様がおっしゃったような専門性なり何なりを配慮して、議事の番号は決めていけばよいのかもしれませんが。ただ、基本的にはどの項目が大事とかいうことはありません。等しく大事である。それであるならば1番からずっと落としていく。必ず最後は26番まで行きつく。今日満田様からご提案いただいていますから30ぐらいになってしまふかもしれませんが、これはずっとやっていく。

一つひとつの中にあえてなぜ私たちが一般のを今回質問したかという、これは複数にまたがってくるんです。いきなり個別論をやると、何が正しくて、何が正しくないのかわからないままに、その場の勢いとか声の大きさを左右される。それは誰にとっても望ましくはない。だからこそ私たちは、同じような論点を、何番と同じですとあえて挙げています。今日お配りしたコメントの中にも、金太郎飴みたいに、はんこで押したみたいなどころもあるかもしれません。ただ、それはそれが必要だからです。それが何度も繰り返されるのが大事な検討のポイントだからに他なりません。

ちょっと長くなりましたけれども、私どもはこういう趣旨でやっていきたい。心は満田様の心とあまり変わりはないと自負しておりますが、いかがでしょうか。

【司会】

ご説明ありがとうございました。いかがでしょうか。

こうやってお二人でやっていただくと時間の節約にはなるのかもしれませんが、いちおう私がここにおりますので、私のほうでご発言の方をご指名させていただきますので、ご発言はそれから後にしていただければと伏してお願い申し上げます。よろしく願います。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今日、論点を26出していただいたのですが、普通考えると、これは目次構成のような感じがしますから、全体の体系がどうなっているかを少しご説明いただくとわかりやすいかと思います。ランダムに並べたのではなくて、何かお考えがあって並べたと思いますので、それをちょっとご説明いただけるとありがたいのですが。

【司会】

これにつきましては、この後この表の説明という項目がすでに予定されているということですが、ではもうそれに入ってよろしいですか。その前に……。はい、どうぞ。

【FoE Japan 神埼さん】

日程的なことばかり申し上げて恐縮ですが、10日までに検討ポイントを各自提出して、次回までにそれに対するコメントを提出することになると思うんですけども、確か前回のお話ですと、ウェブにアップするまでに丸一日かかると伺ったのですが、10日に出すと、いつウェブにアップされるのですか。いつ頃ウェブにアップされるのかというところだけ確認をしたいのですが。

【司会】

NEXI のほうからよろしいですか。あるいはJBIC のほうから。

【国際協力銀行 藤平】

分量にもよるし、それからいただいたものがすぐウェブアップできる状態になっているということであればということですが、今想定されるのは、おそらく私どもの表に埋まったかたちということではないと思うんです。少なくともいただいたものを表に埋め込むかたちを取らなくてはいけなくて、機械的にやるんだと思いますが、その作業にちょっといる。仮に例えばそれが1日だとした場合、その先は私どものウェブに載せるところの話があるのですが、その状態である日の朝を迎えて、その日の夕方に載るということになります。したがっていちおうきちとしたかたちのものをいただいて、それがある日のXデーの夕方だとします。そうするとXプラス2営業日後に最短で載るということになると思います。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほどお伺いしたいのですが、1点は、この表はすでに論点というかたちで26挙げて

いただいているのですが、ここに出ていない論点で私どもとして議論させていただきたい。今日満田さんからペーパーが配られていますが、その他に議論させていただきたい。あるいは、現在まだ実施確認に関する議論は継続していますので、その中から出てくる論点もあろうかと思えます。それらについて、まず一つは、私たちとして今の段階で議論させていただきたいと思っているものについても、例えば10日までに出させていただくことでこの表に載せていただけるのかどうかということと、また実施状況確認に関する議論を踏まえて、また新たな論点が出てくるかと思うのですが、それらについても後々議論していくのかということを確認させていただきたいと思えます。

2点目ですが、先ほどNEXIの方から、これまでさまざまな意見が出ているということで、それをもう一回分解してこういうふうにも再構成するんだというお話があったと思えますが、私たちが前回紹介させていただいたNGOからの提言には、なぜ私たちがこのように改訂すべきと考えているのかという理由について、私たちなりに説明させていただいているというところがあります。いくつかここですでに挙げられている検討ポイントの中には、私たちとしてはそれはNGO提言の中で申し上げたという部分もあるのですが、それらについても改めてコメントというかたちで書き直してほしいということを私たちはお願いされているのかどうかということをお教えください。

【司会】

今後出てくる追加的な論点ということと、すでに出されている提言なり何なりに入っているものの取り扱いということの2点のご質問ですが、NEXIのほうからお願いできますか。

【日本貿易保険 渡辺】

最初の点について申し上げますと、追加的に論点が出てくることも想定されていますので、それは追加的にこの表に載せていくということを考えています。ただ、もしもその追加的な論点が検討ポイントというかたちで反映できるのであれば、それは逆に検討ポイントのご提出ということで提出していただくということもあり得ると思っております。

【日本貿易保険 稲川】

2点目の質問と1点目の補足をさせていただきます。1点目については、もちろんこれから、今渡辺が申しましたように、新たな論点は歓迎します。その一方で、すでに論点整理

という第2段階に入っています。これはおそらく第1回目に原科先生なりからもいただいたように、最初に意見が出てくる。論点整理を行う。そして改訂の方向性というかたちで議論が深まっていく。いわば第2ラウンド、論点の整理というのは、収束の場である。決して議論の拡散や攪拌の場ではない。終わりつつある議論である。そのへんは念頭に置いて、ですから今渡辺が申しましたように、検討ポイントというかたちで出していただければ、議論の効率的な進行につながる。この点ご配慮いただければたいへんありがたいということです。

2点目の回答ですが、今、福田様がおっしゃった話はたいへんもったいな話です。何を機械的な作業をもう1回繰り返すのかということかもしれませんが、先ほど私が長々申し上げた中で、頭と心は切り離す。NGOの皆様の提言書を読ませていただいて、私どもは目を開かされ、耳を傾けるところもございました。しかし、私どもが作ったところにもそういう気持ちはある。皆さんにも目を開いてほしい。耳を傾けてほしい。これは誰でも思うことです。これを本当に必要なのかということも、もう一度自分の考えでも整理していく。ここが大事なポイントである。ここはちゃんとみんなでシェアしてほしいんだ。皆さんが積み重ねた議論の時間をもう一度再現フィルムのように私たちにも共有させてほしい。そういうつもりですので、ぜひ趣旨をご理解いただいて、ご協力いただければと思います。お忙しいところは重々承知ですが、よろしくお願ひしたいということでございます。

【司会】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にこのタイミングでご質問、ご確認等がないということであれば、先ほど原科先生からご質問もありましたので、すでにもう皆様のお手もとに配られています「ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)」の中身について、まずNEXIのほうからご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

【日本貿易保険 渡辺】

基本的な進め方につきましては、1枚紙のペーパーに沿ったかたちで進めていくということで基本的にはご了解を得られたということで、今司会の方からお話がありました論点整理(案)、三段表と我々は呼んでいるのですが、こちらの説明に移らせていただきます。

この表の構成ですが、先ほど原科先生からもご質問がございましたけれども、この表は1回目、2回目を通じて皆様からいただいたさまざまなご意見、ご提言を整理したもので

す。その順番につきましては、いちばん左側に項目・現行条文とありますが、現行のガイドラインの条文構成に沿ったかたちで整理をしています。基本的にはJBICさんのガイドラインの構成順ということで整理しております。

真ん中にオピニオン要旨というのがありますが、これはあくまで要旨と銘打っております。これは皆様からいただいたさまざまな意見、オピニオンをすべてここに書き写すということ、あるいは要点を的確に述べていくということは非常に難しい。むしろ皆様方のプレゼンテーション、前回、前々回を通じてたいへんわかりやすいプレゼンテーションが行われたと考えておりますので、ここにご参加の皆様であれば、オピニオンの要旨というのは十分ご理解されていると認識しております。したがって私のほうからご説明は個々に進めていきたいと思いますが、要旨については極めて簡単であるかもしれませんが、その点はご了承いただければと思います。

オピニオンの要旨については、ご提言されたご自身の目から見て、ひょっとしたら認識が違うといったご感想、ご意見もあるかもしれませんが、この点はテキストの読解に伴う認識の相違はひょっとしたら起きているかもしれませんが、この要旨は皆様方から書面でいただいたオピニオンを抜粋したものですので、明らかに事実誤認であるということはあるかもしれませんが、明らかな間違いであれば訂正させていただきますが、それ以外はぜひご容赦いただければと思います。

いちばん右側の見直しの必要性についての検討ポイントのところです。これは今までご説明申し上げたとおり、今回についてはJBIC/NEXI 側からの特に一般論に関する部分、つまりJBIC/NEXI からの検討ポイントの一部のみということですが、検討ポイントということで呼ばさせていただければと思います。

それから検討ポイントに対するコメントですが、これについては後ほどちょっとご説明申し上げたいと思いますが、JBIC/NEXI 作成分というのが資料として配布されているかと思えます。これについては、時間の都合もあるでしょうし、今後皆様からコメントについては多々お寄せいただくということを考えておりますので、今回このコメントについては特にご紹介は行なわないつもりでございます。

皆様から今後いただくコメントについても、書面でお願いしますということをお願いしているわけですが、とりあえず今回と次回については、検討ポイントのご説明に注力したいと思っております。いただいたコメントについては、いただいたものはもちろん配布はいたしますけれども、それについての議論は、先ほど稲川からも申し上げましたが、5

回目以降で実際の議論を進めてまいりたいと思っております。コメントについては、やはり大事なオピニオンですので、口頭で要約していくということではなくて、文章をいただいて、それを皆様がお一人お一人よく読まれて、それで次の5回目以降の議論に進んでいければという趣旨でございます。

最後に、項目ごとに検討ポイントのご説明に入りますが、それについてのこの場での質問ですけれども、内容の是非あるいはそのコメントについては、先ほど来ご説明申し上げているとおり、別途書面でご提出いただくことをお願いしていますので、内容の是非、コメントについては、今回のこの場ではご遠慮いただければと思っております。したがってご質問の内容は、クラリフィケーションと言いますか、明らかな事実関係の明確化といった、言葉の意味とか、誤植等、あるいは見えにくい点があれば、そういったところのクラリフィケーションということに限らせていただきたいと思いますと考えております。よろしいでしょうか。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

1点だけ確認させていただきたいのですが、先ほどからどうも具体的な検討ポイントごと、あるいは論点ごとのこの場での議論は第5回のコンサルテーションから行うという前提でお話しいただいているかと思いますが、そうすると次回のコンサルテーションではどういった作業を行う予定なのかということをお教えください。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

今回は、今回皆様に検討ポイントの抽出をお願いしておりますので、皆様からいただく予定の、あるいはご提出いただけると思っております検討ポイントについてご説明をいただくということを予定しております。もちろん今日1日で、二十いくつの論点があると申し上げましたが、私どもの検討ポイントのご説明が終了すれば、すぐそういうかたちに移

れるわけですが、もし今日では時間が足りないということであれば、4回目はこの検討ポイントの私どもの側からのご説明が引き続き行われるということもあり得るかもしれません。ただ、もしコメントについて第4回までにいただければ、少なくともそれは4回目の場では配布はしたいと思っております。

【司会】

よろしいでしょうか。それでは今ご説明がありましたように、NEXIのほうから、この表の項目ごとについて、今おっしゃっていただいたのは、一つひとつの項目ごとにご説明をということですね。

【日本貿易保険 渡辺】

そうです。

【司会】

それではそういうことで進めていきたいと思えます。今もございましたように、この場は中身の議論ではないという前提ですが、もしご質問なりご確認なりがございましたら、これは項目一つごとにといいことでよろしいですか。一つの項目についてご説明があるごとに、ご質問なりご確認なりがございましたら、その時間を取らせていただきますので、そのときに挙手をしてご発言いただければと思えます。それではまず(1)のところからお願いいたします。

【日本貿易保険 渡辺】

それでは続けて論点整理(案)の項目ごとのご説明です。

まず第1項、地球環境保全に貢献するプロジェクト支援についてです。現行の条文のところは、これは基本的に各項目共通なのですが、先ほど申し上げたとおりJBICさんのものをそのまま該当部分を引っ張ってきているだけですので、これについては特にご説明の必要はないと思えますので、私のほうから読み上げたり、解説したりということは省略したいと思えます。

第1項の地球環境保全です。オピニオンの要旨のところですが、オピニオンとしては、JBIC/NEXIからの提案ということで、今、全世界的な問題として地球温暖化の問題がクロ

ーズアップされている状況に鑑みて、ガイドラインにおいて地球環境保全プロジェクトへの支援に係る内容を盛り込むべきではないかという趣旨です。

これに対して検討のポイントとしては2点です。 として、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援というコンセプトと、JBIC/NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無およびその具体的理由、さらに具体的な組み合わせのイメージは何ですか。 として、他の ECA またコモンアプローチでの対応状況はどうかというものです。

【司会】

ありがとうございました。第1項目、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援という項目につきまして、今 NEXI からご説明がございましたが、これにつきましてご質問あるいはご確認等ございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

どうしても中身の議論に行きがちなのを抑えているのですが、ここで言う地球環境保全に資するプロジェクトへの支援というのは、精神的な規定でとりあえず書いておくぐらいの話なのか、それとも具体的な何か優遇策を今後打ち出されるおつもりなのか。それによってかなり私としての意見も変わってくるかなと思っております。今、この検討ポイントについては書面で出せということなので、それについてはここでは言わなくていいということですね。

【司会】

それでよろしいですね。はい、そういう理解です。それでは今の満田さんからのご質問について、もしお答えいただけるようであれば、NEXI なり、JBIC なり。

【国際協力銀行 藤平】

この点については私のほうからお答えします。その点も含めて議論をするということですが、私どもの現時点でのスタンスは、今日のご説明と申しては申し上げていませぬけれども、当日配布の資料にある程度の考えは書いてあると思っております。

【司会】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

それでは時間もございますので、次に第2の項目に移らせていただきます。NEXIのほうからお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

では第2項、採取産業における歳入の透明性についてです。オピニオンとしては、関連事項として3点ご意見をいただいておりますが、検討ポイントとしては一つ共通していますので、まとめてご説明したいと思います。オピニオンとしては、環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドラインに関するNGO提言書というもの、これは以降NGO提言書ということで略させていただきたいと思っております。

またヒューマンライツ・ナウ様からの提言書として、EITI、エイティと読むのでしょうか、Extractive Industries Transparency Initiative、採取産業の透明性に関するイニシアチブというもので掲げられる歳入の透明性の基本方針としてのガイドラインへの明記や、EITI非加盟国への参加の呼び掛け、またこれに関連して、採取産業におけるガバナンスリスクのレビュー、また政府への支払い等、政府との主要な合意の情報の公開、こういった趣旨でオピニオンをいただいております。これに対して、関連してEITIの国際的位置付けの限定性とか、他のECAとのイコール・フットイング等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとして1点です。コモンアプローチ、また各ECAにおいて代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等をJBIC/NEXIのガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的な理由は何ですかというものです。

【司会】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

議論には踏み込まないのですが、一つだけ事実と異なる部分があると思いましたので発言したいのですが、歳入の透明性に関する基本方針の枠のところの で、「主要ECAにおいて、EITIをガイドライン等で明記している機関は現時点で存在しません」とあるわけです。

が、OPIC のほうがかなり強く EITI、それから歳入の透明性に関することについてポリシーを出していますので、OPIC が主要な ECA かどうかという議論はあるかと思えますけれども……。ないですか。ECA ではないけれども、同種の事業というか業務をやっていますので、そのあたり、ここは事実とちょっと違うと思いましたので、書き換えていただければと思います。

【司会】

1 ページ目の歳入の透明性に関する基本方針、オピニオン要旨のところの最初の枠の一番下の で事実と異なっているのではないかというご指摘ですが、NEXI のほうから何かございますか。

【日本貿易保険 渡辺】

それは個別の事実のご提示かと思えますので、今後、論点のところ整理をしていきたいと思います。

【日本貿易保険 稲川】

今の点を補足すると、今、清水様が自問自答されていたように、OPIC が ECA であるかどうかというところは、清水様はそういう思いがある。しかし一般的には、昨年ですか、経済産業省さんの委託調査の中でも OPIC は ECA ではないということは書かれておりますので、私どもとしては、基本的には私どもの私見ということではなくて、公式の見解には従う。ただし、経済産業省さんの委託の調査の中でも調査の対象にはしている。つまり精神的に参考にするというか、参考ということではお話は伺いますということですので、特段事実誤認はないということでございます。

【司会】

ありがとうございました。では JBIC どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

JBIC から補足です。今 NEXI の稲川さんがおっしゃったことと JBIC も同じです。ここは JBIC/NEXI オピニオンということで書いています。それは ECA、Export Credit Agencies

ということなので、これには OPIC は入りません。そういう意味で主要 ECA においてということですが、それ以外のものを一切考慮しないと、参考にしないとということではありませんし、私どものオピニオンということを書いてあるところなので、これは事実には反していないと思います。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは続きまして次のページの(3)をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

次のページの下の方にありますが、第3項として、国際的基準の取扱いの明確化についてです。オピニオンとしまして、JBIC/NEXI からの提案として、昨年6月のコモンアプローチ改訂によって、国際的基準の取扱いに関する記述が変更された点をガイドラインにおいて明確化することについてです。

これについて検討ポイントとしては2点です。 として、コモンアプローチとの関係において現行の JBIC/NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ としまして、世銀 OP、これは operational policies の略ですが、および IFC のパフォーマンススタンダードなど、国際基準のベンチマークとして参照の JBIC/NEXI における運用状況はどうか。以上です。

【司会】

ありがとうございました。(3)の国際的基準の取扱いの明確化という項目につきまして、ご質問、ご確認等ございましたらお願いします。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

検討ポイントに対する質問というのもよくわからない作業をやっているような気はするのですが、先ほどのお話は確かに JBIC/NEXI さんのオピニオンに関する議論だったのですが、検討ポイントはクエスチョンに関する議論ですね。クエスチョンの中にガイドライン規定と矛盾はしないという一定の JBIC/NEXI さんの見解が含まれていて、こういうクエスチョンの立て方はあまり適切ではないのではないか。もし論点整理ということであれば、

矛盾はするのかもしれないのかということを一先置いていただき、私たちは私たちの意見を申し上げるといほうが適切ではないのかという気がいたします。

【司会】

NEXI から答えをお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

今回の私どもの検討ポイントの提出というのは、あくまで JBIC/NEXI として検討ポイントと考えるものを提出させていただいたわけです。したがってなるべくその論点を明確にするにあたって有効と思われる視点を提出したつもりですけれども、場合によってはそういうバイアスがかかっているのではないかというご指摘も否定はできないと思います。したがってそれに対して、これは視点としてこういう視点もあるということであれば、新たな検討ポイントとして提出いただくか、あるいはコメントとしてそれは違うということをおっしゃっていただければと思います。

【司会】

そういう進め方でよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

それでは続きまして(4)をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

では第4項です。参照すべき国際的基準の明確化についてです。オピニオンとしまして、JBIC/NEXI からの提案として、昨年6月のコモンアプローチ改訂により、世銀セーフガードポリシーおよび IFC パフォーマンススタンダードの二つの国際的基準の取扱いに関する記述が明記された点をガイドラインにおいて明確化することについてです。

これにつきましては検討ポイントとして2点です。コモンアプローチとの関係において現行の JBIC/NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を改訂することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか。この内容は前項で申し上げた検討ポイント(3)のと同じものです。として、世銀の OP および IFC パフォーマンススタンダードについての JBIC/NEXI における参照状況は何ですかというものです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。先ほどの検討ポイントにつきましては先ほどの項目と同じと
いうことですが、よろしいでしょうか。

それでは続きまして(5)に移りたいと思います。

【日本貿易保険 渡辺】

第5項としまして、環境審査に係わる保険種についてです。オピニオンとして、これは
NEXI からの提案ですが、環境社会配慮確認の対象となる案件を列記というかたちですが、
これをより明確化することについてです。これについては検討ポイントとして1点。
JBIC/NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲はいかなるかたちでの明確化が望ま
しいですか。以上です。

【司会】

ありがとうございます。どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

この5点目の項目ですが、現行の条文ではNEXI だけが引用されているのですが、その問
い掛けのほうはJBIC/NEXI と書いてあるのですけれども、これはどのように解釈したらよ
ろしいでしょうか。

【日本貿易保険 渡辺】

基本的にはこれはNEXI の条文が対象となると考えております。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは続きまして(6)をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第6項です。人権状況の把握についてです。オピニオンとして、ヒューマンライツ・ナ
ウ提言書として、当該国国内またプロジェクト地域の自由権および社会権に関わる状況を

把握し、環境社会配慮確認に反映すべきとのご提案です。これに関しては、プロジェクト固有の状況ではない人権一般は環境社会配慮確認の対象ではないとか、我が国国際競争力の維持を踏まえた調査内容、また迅速な調査とすべき等の異なる観点のオピニオンも上がっております。

これについて検討ポイントとしては3点です。当該国における全般的な自由権、社会権をJBIC/NEXI環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由は何ですか。として、プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象をJBIC/NEXIが要求することの必要性、また実効性の有無とその具体的理由は何ですか。として、他のECA、またコモンアプローチでの対応状況はどうですか。以上です。

【司会】

ありがとうございました。何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは続きまして7項をお願いいたします。

【日本貿易保険 渡辺】

では次のページです。第7項として、社会配慮基準に関する態度についてです。オピニオンとして、ヒューマンライツ・ナウ提言書として、社会配慮に関する確認にあたって、プロジェクト実施主体の社会配慮に関する基準実施の意思および能力を対象とすべき。また当該実施主体のコンプライアンス規定も確認対象とすべきとのご提案です。これに関連して、そもそも社会配慮に関する国際的基準が存するのか。それから我が国国際競争力の維持を踏まえた調査内容、また迅速な調査とすべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては1点です。これは既出です。第2項の検討ポイントのと同じですけれども、コモンアプローチまた各ECAにおいて代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等をJBIC/NEXIのガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございます。この検討ポイントも前に出てきたことと同じということですが、この項目につきまして何かご確認、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは続きまして(8)をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第8項として、発展途上国以外で実施されるプロジェクトです。オピニオンとして、これはやはり NEXI からの提案ですが、コモンアプローチでは仕向け国を基準としたカテゴリー区分は存しないわけですが、NEXI のガイドラインでは、発展途上国以外で実施されるプロジェクトは原則としてカテゴリー C に分類されるとの規定があり、この点での NEXI ガイドラインの明確化についてです。

これについて検討ポイントとしては2点です。 として、条文が不明確なために取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ として、他の ECA またコモンアプローチの対応状況如何の2点です。以上です。

【司会】

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

では続きまして9番目の項目をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

次のページに移ります。第9項として、カテゴリー B プロジェクトのレビュー内容についてです。オピニオンとして、NEXI からの提案ですが、NEXI のガイドラインでは、JBIC ガイドラインが規定する以下の内容ですが、カテゴリー B プロジェクトについては、EIA 手続きがなされていた場合は EIA 報告書等を参照することもあるが、必須ではないという内容を明記していないために、これを明確化することについてです。

これについて検討ポイントとしては2点です。 の内容としては、第8項の検討ポイントと同じですが、条文が不明確なために取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ として、他の ECA またコモンアプローチの対応状況如何の2点です。

【司会】

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

それでは10番目をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第10項です。スクリーニング終了後の情報公開の内容についてです。オピニオンとしまして、NGO 提言書として、環境社会配慮に関する主要な文書を入手後に速やかに公開すべきとのご提案です。これに関して、プロジェクト実施主体とJBIC/NEXI とでの説明責任の内容、範囲等の違いを踏まえるべき、あるいは商業上の秘密を考慮した情報公開の内容・手順とすべきといった観点からのオピニオンも挙がっております。

これらについて検討ポイントとして4点です。 として、情報公開の責任について、事業者、JBIC/NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ として、JBIC/NEXI が事業者が当該国法令等で不要としていることから公開していない文書、情報等を公開させることの実効性の有無とその具体的内容は何ですか。 上記検討ポイント に関連しまして、借入人等あるいは輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対して、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性は如何？ また借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ JBIC/NEXI ガイドラインに規定する環境社会配慮に関する主要な文書の具体的内容は何ですか。以上の4点です。

【司会】

ありがとうございます。今、口頭ではございましたが、 のところの最後ですが、その具体的如何となっておりますが、これは具体的な公開をせしめるべき文書、情報等の内容という意味ですね。そういうことでよろしいですね。

【日本貿易保険 渡辺】

そうです。具体的内容ということです。

【司会】

そこは訂正をお願いできればと思います。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

これをやっている、どうしても中身をしゃべりたくなるので、がんばって中身に入らないようにしゃべっているのですが、2点ほどお伺いします。1点目ですが、 について、事業者文書、情報を公開せしめることの実効性の有無と具体的内容如何というふうにご

いていらっしゃるのですが、ここで私たちが提言として挙げさせていただいたのは、JBICさん、ないしNEXIさんの情報公開に関する部分であって、事業者の情報公開に関する提言ではないので、私たちの提言と、ここで聞かれている質問の内容に若干不整合があるのではないかと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

それから4番目の環境社会配慮に関する主要な文書の具体的内容如何というのは、どういう問題意識でこのクエスチョンを書いているかがちょっとわからなかったので、この質問の問題意識を教えていただければと思います。

【司会】

それではまず(10)の項目の 、情報公開の主体につきましてお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

福田様からは2点のポイントをいただきましたので、まず1点目から回答申し上げます。ここは書きぶりが悪文の類に属してしまして申し訳ございません。ここを正しく申し上げると、まず1点、皆様にご認識を共有していただきたいのは、JBIC/NEXIの情報公開という言い方は、NGOさんの提言書、あるいは皆様の議論の中でもよく出てくる言葉なのですが、正しく言わせていただきます。

私どもの著作に属さないもの、ここで言っている例えばEIAの報告書とか、環境社会配慮に対する主要な文書等については、私どもが作ったものではございません。プロジェクト実施主体の方が当該国の法令に即して作成し、当該国の環境当局へのEIAの審査を受けるために提出、承認されたものです。この点相違ないかと思えます。つまり私たちはよそ様が作って、よそ様が著作権を持っていて、よそ様の国で一義的には公開されているものを、そのプロジェクト実施者の方のご理解、あと輸出者等あるいは借入人様のご理解をいただいて日本国でも公開しているということです。

したがってここで書いていることは、その国でそもそも公開していない資料、公開する必要がないと法令上決まっている。そのお客様も何らかの事情で、「これは公開してないよね、私たちの国で。それをあなたの国で公開しちゃったら困っちゃうんだよね」。その国の公開しないという指示が出ているものに対しては、下手したら当該国の行政から罰せられる場合もあるわけです。

今はその場ではないから、その議論の是非は申しませんが、そうした場合に、そういう

理由で事業主体がこれは公開しないんだ、できないんだ。私たちは罰せられてしまうかもしれないと言っているときに、JBIC/NEXI が、借入人あるいは輸出者等にそれを公開を強要するということはどうでしょうか。そういうものに実効性はあるのかということをお聞きしているわけです。ですからこれは論点としてあり得ることだという点が1点。

2点目の主要な文書の具体的な内容如何というのは、ちょっと問い掛けが抽象的ですが、主要な文書というものを、具体的に何と何と何が該当する。あるいは定性的な定義として、どのような考え方を持っているのでしょうかということをお聞きしている問題です。このへんは悪文の展覧会みたいで申し訳ございません。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ともについて再度クラリフィケーションをお願いしたいのですが、1点目については、ちょっと今のご説明は私は理解できなかったのですが、JBICさん、NEXIさんが、現地で公開されていない文書を受け取った際に、JBIC/NEXIさんが公開することに意味があるんですかというお尋ねなのか、あるいは現地で公開されていない文書に対して、事業者に対して公開させることの意味は何なのか、そのどちらについてこの質問をお聞きしているのかということをお聞きしたいです。

2点目で、主要な文書に関しては、主要な文書の定義というのは、私たちはこういうものが主要な文書であるとすでに書いて、この表の中にも左側にきちんと写していただいているので、これを超えてどういったものについてというふうに……。よくわからないのは、現行のガイドラインにも環境社会配慮に関する主要な文書という言葉があって、それはJBICさん、NEXIさんなりの定義をお持ちである。今いただいたコメントのほうにはそれが書かれているんです。

お問い合わせいただいているのは、現行のガイドラインに規定する主要な文書とは何ですかということなので、いったいどういった議論をここで期待されているのかがよくわからない。公開されるべき主要な文書とは何でしょうという議論であれば、私たちとしてはお受けしたいと思うのですが、現行のガイドラインの主要な文書とは何ですかということをお聞きしているのか、現行のガイドラインの解釈について、いったいここでどうい

った議論を期待されているのかちょっとわからなかったのですが。

【司会】

ありがとうございます。では NEXI のほうからお願いします。

【日本貿易保険 稲川】

悪文の上に説明がさらにだめな説明ということで申し訳ございません。1点目の質問は、要するにここで問うているのは実効性ということですから、公開できるものに非常に制約のある国が現実にあるわけです。そのところで、あれもこれもというふうにしてすべて公開せしめると決めてみても、できない国が現に存する。輸出者の方とか借入人の方が板ばさみになってしまうわけです。あるいは JBIC/NEXI としても、守らせようとしても国際問題になりかねないという状況もある。私たちは、ここで福田さんたちが言っていることがおかしいと言っているのではなくて、守ろうとすると、そうした理念とかそういうものだけでは超えられないものもあるわけです。そういう点をどういうものかなと。

これは別に私ども主催者と NGO さんたちの協議会ではなくて、これにかかわって実は板ばさみになっている方もご参加いただいています。また、ご参加できていない方にこそそういう方たちがいらっしゃいます。そういう方にも、こういう自問自答というか、問題があるというか悩んでいるということは共有してほしいわけです。そういう趣旨ですので、思ったことを問われたままに書いていただいても、ここはよろしいのかな。それぞれ立ち位置が違うということが明らかになれば、私たちはこの問題はそれでいいかなと。

4点目のほうは、もう福田さんは半分ぐらい回答できていたわけですがけれども、これとこれですと言っています。ご提言書の中に書いてあります。それはそのとおりです。私どものほうもそれに類する解釈は書いています。ずっと前からこの話はあると思うのですが、初めて聞く人もいるわけです。先ほども言ったとおり、二人だけで話しているわけではないから、もう一度皆さんに、なぜこういうものは公開しなければいけないのか、あるいはどこまでが本来あるべきものなのかをシェアしてもらわなかったら、ここがどういうふうに変更されても意味はないんです。皆さんでなぜそうなったのかを腑に落ちるまで議論する。

あなたの勝ち、私の勝ちということではなくて、皆さんが腑に落ちることがこの会合のオープンコンサルテーションの意味だと私どもは思っておりますので、書き手からしたら

無駄だというのは私たちもわかっています。私だって延々とこんなもの……。こんなものと言っただけなんですけれども、ずっと作っているわけですから、そのご苦労はわかっているつもりです。でも、そこを経ないと、独りよがりな改訂、誰からも心が共有されない改訂になってしまう。それは私どもの、少なくとも主催者の本意ではないということです。その点は福田様だけではなくて、会場にいる皆様も、いったい延々と読んでいるのは何なんだろうとちょっと思っている方もいらっしゃるかと思うとちょっと心配なのですが、遅々たる進みではありますが、その点気持ちをシェアしていただけたら今後のよすがになります。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

あくまで論点整理の作業なので、どこで何を議論するかをきちんと明確にしておいたほうが良いという観点でお話しさせていただいているだけなのですが、事業者が現地においてどのような文書を公開すべきかという点については、第2部に対する提言というところで取り上げさせていただいているので、そちらのほうに整理していただきたい。ここはあくまでJBIC/NEXIさんがどのような情報を提供するのかという点についての提言ですので、その点をクリアに、主語をクリアにしたかたちで検討ポイントを作っていただければというのが私の意見です。

それからもう一つの点についても、今ちょっと議論のすれ違いがあったのは、現行のガイドラインの環境社会配慮に関する主要な文書の話をしているのか、今から改訂しようとしている新しいガイドラインで主要な文書とはどうあるべきですかというお問い合わせなのか、どちらをここで疑問に思っているのかということを確認させていただきたいということなので、その点だけ簡単に回答いただければと思います。

【司会】

ではNEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

今回は簡単に回答します。最初の点につきましては、そういうふう思うということであれば、その旨をコメントとしてデビエーションを付けて回答していただいても結構です。この点は私たちはここで話したいと思えますし、それに対して、ここで話す場でないとい

うことであれば、デビエーションを付けていただければ結構です。あるいはここは答うるにはあたわずということでも結構です。

4番のところにつきましては、現行どのような定性的な考えを持っているのか。私たちは今の解釈の中で改訂していくわけで、ここで急に画期的に考え方が変わるかどうかは今後次第ですけれども、今の時点ではある考え方をまず明らかにしたい。ですから今の考え方を教えてください。あるいはその中で変えうべき定義があるのであれば、さらにご回答いただければ、なお議論のはずみになるかと思えます。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは続きまして次の項目の(11)に進ませていただきます。

【日本貿易保険 渡辺】

それでは第11項、スクリーニング終了後の情報公開の方法についてです。オピニオンとしまして、NGO提言書として、環境社会配慮に関する主要な文書をウェブサイトまた現地事務所等で閲覧可能とすべき、当該国住民の要請があれば、無償で文書の写しを送付すべき等のご意見です。これに関してプロジェクト実施主体とJBIC/NEXIとでの説明責任の内容、範囲等の違いを踏まえるべき。商業上の秘密を考慮した情報公開の内容・手順とすべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとして2点です。情報公開の責任について、事業者、JBIC/NEXI各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか。これは第10項の検討ポイントと同じです。他のECAの対応状況はどうですか。以上です。

【司会】

ありがとうございます。特にございませんでしょうか。

それでは続きまして12番、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

次のページになりますが、12項として、融資(保険)契約締結後の情報公開の内容についてです。オピニオンとしまして、NGO提言書から、融資(保険)契約締結後の環境社会

配慮確認結果について、(1)借入人/輸出者と合意された主たる環境配慮上の対策、(2)ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と当該対応に対するJBIC/NEXIの評価を含むJBIC/NEXIの所見を記載すべきである。これに対して、プロジェクト実施主体とJBIC/NEXIとでの説明責任の内容、範囲等の違いを踏まえるべき、商業上の秘密を考慮した情報公開の内容・手順とすべき等、異なるオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては4点です。このうち、 、 の内容は第10項の検討ポイント 、 と同じですが、 情報公開の責任について、事業者、JBIC/NEXI各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか。JBIC/NEXIが事業者が当該国法令等で不要としていることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ 上記検討ポイント に関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書、情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？ また借入人等/輸出者等、自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ 他のECAの対応状況はどうか。以上4点です。

【司会】

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

それでは次に13番をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第13項目、モニタリングに係る情報公開についてです。オピニオンとしては、NGO提言書から、カテゴリーAのプロジェクトについての事業者からのモニタリング報告書を公開すべきである。またJBIC/NEXI自らが行うモニタリング結果を公開すべきであるのご提案です。これに関して、プロジェクト実施主体とJBIC/NEXIとでの説明責任の内容、範囲等の違いを踏まえるべき、商業上の秘密を考慮した情報公開の内容・手順とすべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっています。

これについて検討ポイントとしては4点。このうち、 、 の内容としては第10項の検討ポイント 、 と同じですが、 情報公開の責任について、事業者、JBIC/NEXI各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか。JBIC/NEXIが事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具

体的理由如何？ 上記検討ポイントに に関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書、情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？ また借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ として、他の ECA の対応状況如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございます。前の項目と同じポイントということですが、何かご質問、ご確認等ございますでしょうか。

それでは 14 に移らせていただきます。

【日本貿易保険 渡辺】

第 14 項目、ステークホルダーからの意見への対応についてです。オピニオンとして、NGO 提言書として、プロジェクトに関する地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が出た場合の JBIC/NEXI の適切な対応についてのご提案です。

ここでお詫びと訂正ですが、この表の NGO オピニオン の最終行、「現在でも」以下ですが、JBIC/NEXI に求められる説明責任の範囲内で適切な対応を取っていると考えていますというのは誤植ですので削除の扱いとしてください。申し訳ございませんでした。

以上のご意見に対して、地域住民や現地 NGO からの意見や懸念に対するプロジェクト実施主体と JBIC/NEXI とでの役割の違いを踏まえるべき等の異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとして 1 点です。ステークホルダーからの情報、意見への対応について、事業者、JBIC/NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか。以上です。

【司会】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは続きまして 15 番、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

次のページですが、第 15 項、環境社会配慮審査会の設置についてです。オピニオンとして、NGO 提言書から、案件に対する融資/保険付保前後の環境審査等に関する助言のため

の常設の第三者機関を設置すべきとのご提案です。これに関して、そのような機能の機関は環境社会配慮の確認を行う役割の JBIC/NEXI ではなく、個々のプロジェクト実施主体が担うべき、またガイドラインの内容は、我が国企業の国際競争力の維持、とりわけ迅速性に留意して規定されるべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては3点。 F/S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関（世銀グループ等）に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC/NEXI のごとき ECA の環境社会配慮における役割の違いは何ですか。 F/S・D/D 段階を完了し、少なからずは建設着工済みの案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC/NEXI に対して、常設の第三者機関をもってして行う具体的な助言の内容如何？ またその具体的理由如何？ として、他の ECA またコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは次の項目をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第 16 項、原子力関連での第三者機関の設置についてです。オピニオンとしては、NGO 提言書から、原子力関連プロジェクトの検討にあたっては、専門家および NGO を含む第三者機関を設置し、助言を得て審査結果を得るべき等の提案です。これに関して、現行ガイドラインは特に影響が重大と思われるプロジェクト等には必要に応じ専門家等からなる委員会を設置し、意見を求めるとの規定があること、また原子力関連プロジェクトについても、同規定に即して対応ができること、ガイドラインの内容は、我が国企業の国際競争力の維持、とりわけ迅速性に留意して規定されるべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては1点です。現行ガイドラインが必要に応じ専門家等からなる委員会を設定して、その意見を求めると規定している上に、原子力関連案件のみ固有かつ常設の第三者機関を設置する必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか。以上です。

【司会】

いかがですか。

それでは続けさせていただきます。17番、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第17項は非自発的住民移転ですが、ここは関連事項が全部で7項目ありますので、分けてご説明したいと思います。まず第1点目は再取得価格についてです。オピニオンとしては、NGOの提言書として、完全な再取得価格による補償を規定すべきである。当該国法制が完全な再取得価格による補償を規定していない場合には、法的拘束力のある文書での追加措置を融資契約/保険契約に盛り込むべき等のご提案です。これに関して、現行ガイドラインは世銀基準を満たす上に、より包括的な内容となっている。JBIC/NEXIとプロジェクト実施主体との役割の差異を踏まえ、一義的には当該国法令等を踏まえるべきである等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討のポイントとしては2点。参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものをJBIC/NEXIガイドラインで逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ として、他のECAまたコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

それではこの項目の中のまず最初、再取得価格による補償という点につきまして、ただいまのご説明にご確認、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。それでは次の項目をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第17項、非自発的住民移転の2点目、事前の補償についてです。オピニオンとしては、NGO提言書として、補償および支援策が移転前に与えられるべきとのご提案です。これに関して、画一的な規定はむしろ当該国の適切な対応を制限するおそれもある。JBIC/NEXIとプロジェクト実施主体との役割の差異を踏まえ、一義的には当該国法令等を踏まえるべきである等、異なる観点をオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては2点です。 として、参照すべき対象としている国

国際機関基準と同程度の内容そのものを JBIC/NEXI ガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ これは前項の検討ポイント と同じです。またその他 ECA コモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございます。何かございますでしょうか。

それでは続きまして3項目目をお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第17項の3点目、移転・補償合意文書についてです。オピニオンとして、NGO 提言書として、移転・補償合意は対象者がその内容を理解したものであり、合意書は対象者に渡されるべきであるとのことご提案です。これに対して、画一的な規定はむしろ当該国の適切な対応を制限するおそれもある。JBIC/NEXI とプロジェクト実施主体との役割の差異も踏まえ、一義的には当該国法令等を踏まえるべき等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては2点。 は前項の検討ポイント と同じですが、参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを JBIC/NEXI ガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ その他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

よろしいでしょうか。

それでは次、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

非自発的住民移転の4点目、住民移転計画についてです。オピニオンとして、NGO 提言書から、住民移転計画に盛り込むべき内容への追加の提案なのですが、これはお手もとに別添資料、A4の両面の紙2枚が配布されているかと思います。その1ページ目のところに住民移転計画項目比較表というのがありますが、これをご確認いただければと思います。

これに関連して、この別添資料で、薄い網掛けになっている項目が3項目あります。市

場価格調査に係る計画、生計維持・向上のための施策、被影響住民との協議記録、以上3点は国際的参照基準である世銀基準に含まれない独自の内容であること、ガイドラインの内容は他のECAと同水準を原則とすべきである等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては2点。参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容をJBIC/NEXIのガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ として、他のECAまたコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございます。何かございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この別紙の中での下線が世銀に含まれていないとおっしゃったのですか。

【司会】

NEXIのほうからお答えをお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

ちょっと見にくいのですが、網掛けが見えますでしょうか。項目で言いますと、市場価格調査に係る計画、それから生計維持・向上のための施策、それから裏のページですが、被影響住民との協議記録、この3点です。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

わかりました。

【司会】

よろしいですか。他にございますか。

それでは次の項目、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第 17 項、非自発的住民移転の 5 点目です。情報公開と協議についてです。オピニオンとしまして、NGO 提言書から、非自発的住民移転、または生計手段の喪失を伴うプロジェクトに係る情報公開と協議に関する要件のご提案ですが、内容につきましては、この同じ欄の下に* 1としております。ここに記載されている内容ですので、ご確認いただければと思います。

これに関して、住民移転計画等に係る情報公開については、当該国の法令等に即すべきである。JBIC/NEXI とプロジェクト実施主体との役割の差異も踏まえて、一義的には当該国法令等を踏まえるべきである等の異なる観点のオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては 3 点です。 、これは第 10 項の検討ポイント と同じですが、情報公開の責任について事業者、JBIC/NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ 、これは第 17 項 4 番目の検討ポイント と同じですが、参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を JBIC/NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ として、その他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご質問、ご確認等ございますでしょうか。

それでは次の項目、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

次に第 17 項の 6 点目、苦情処理メカニズムについてです。オピニオンとしまして、NGO 提言書から、非自発的住民移転または生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、苦情処理メカニズムを望ましくはプロジェクト実施主体から独立して設置すべきであるとのご提案です。これに関しては、独立のメカニズムによる苦情処理は当該国仲裁制度や裁判制度によるべきである等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについては検討ポイントとして 2 点です。 、これは第 17 項 4 番目の検討ポイント と同じですが、参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を JBIC/NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ として、他の ECA またコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

いかがでしょうか。原科先生。

【東京工業大学 原科さん】

同じようなパターンで来ましたが、今のところで、独立したメカニズムを設けることは如何かというところにポイントがあるように思ったのですが、それは検討すべきポイントとして挙げたほうが良いような感じがいたしました。

【司会】

検討のポイントとしてということですか。

【東京工業大学 原科さん】

広く言えばそれに入るのでしょうかけれども、中身に関してもうちょっと議論できるようにしたほうが良いと思います。

【司会】

NEXI のほうからいかがですか。

【日本貿易保険 渡辺】

それはご意見としてご提示いただければと思います。

【司会】

よろしいですか。他にございますでしょうか。

それでは次の項目、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

第 17 項の 7 点目、非自発的住民移転の 7 点目、社会的弱者への配慮についてです。オピニオンとしては、ヒューマンライツ・ナウ提言書から、非自発的住民移転においては、いわゆる社会的弱者に対して特別な配慮をなすべきとのご提案です。これに関して、特別な配慮は現行ガイドラインに包括的に含有されている。当該国法令や手続きを可能な限り尊

重すべきである等、異なる観点からのオピニオンも挙がっております。

これについて検討ポイントとしては2点。 ですが、参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容をJBIC/NEXIのガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ これは第17項の4番目の検討ポイントと同じです。 として、他のECAまたコモンアプローチの対応状況如何？ 以上です。

【司会】

ありがとうございます。何かご質問等、ございますでしょうか。

本日の会議の冒頭で、このセッションはだいたい15時半ぐらいまでということでJBICのほうからご提案がありまして、そろそろ15時半になるのですが、残りの分量と時間的な関係ですが、このまま続けるということでもよろしいでしょうか。あるいは一旦打ち切ったほうがよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

一つご提案ですが、このプロセスは私どもにとってはかなりフラストレーションもたまりますし、如何と言われると答えたくなくなってしまふ(笑)。あるいは追加ポイントを出したくなくなってしまふ。後で書いたものを出してくれということなので、ここで言っても書いて出してくださいというお答えになってしまうので、あまり意味のあるプロセスに思えない。私どもはこれを読んできておりますし、ちょうど半分ぐらい過ぎましたので、休み時間もありますので、後はクラリフィケーションは質疑のかたちでやってしまったほうがずっと効率的だと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

NEXIのほうはいかがですか。

【日本貿易保険 渡辺】

わかりました。そういうことで私どもは結構かと思えます。

【日本貿易保険 稲川】

1点だけ確認ですが、その心は、期日のことを後刻協議させていただければと思えます

が、この方向性でご検討のポイント、あるいはコメントをいただけるという前提で……。実はこれを読んで終わりでは、確かに私たちも何のために読んだのかというところですので、その点だけ。

【司会】

満田さん、お願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

これだけ大勢の方が出席しているので、なるべく効率的にやったほうがいいというのと、それから私も今日、文書でコメントを出させていただいていますし、今のJBIC/NEXIさんのポイントを聞いて、個別の議論に入る前にひと言言いたいことがあるという方もいらっしゃるかもしれませんが。あるいは今後の個別の 이슈の議論の仕方についての議論もあるかもしれませんが、この読み上げにすべての時間を使ってしまわれるのは非効率かと思っています。

【日本貿易保険 稲川】

紙はいただいた上でそういう議論というのは、今言ったようなものも入れれば、より中身のあるものになるとは思いますが、紙もいただけるということですね。これだけでやってしまうと片落ちですから。

【司会】

満田さん、お答えございますか。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

もちろん私に関してはいくらでも紙は出しますが(笑) 他の方はどうかはよくわかりません。

【司会】

わかりました。ありがとうございます。JBICのほうもそれでよろしいですか。そういうことでしたら、このプロセスは今日のところは一旦ここで中断するというところで……。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ちょっと言葉足らずですが、休み時間のあいだにひと通り見まして、クラリフィケーションがありましたら質問をする。それでお答えいただく。それから JBIC/NEXI さんのポイントに関して全般的なコメントを一言、提出した文書に基づいて申し述べたいことがありますので、それは言わせていただければと思います。

【司会】

そういうことですか。わかりました。

【国際協力銀行 藤平】

こういう事態になるということは当然想定していませんので、その上でのご提案ですが、やり方として、これから休憩を入れて、それで関係の方々はその休憩時間のあいだに、クラリフィケーションあるいはそういうことのポイントをまとめていただいて、残りについては、NEXI さんもご了解ということであれば、逐一こういう説明をすることはしない。ただ、クラリフィケーションすべきポイントがあればまとめていただく。それを休憩明けにして、その後、何か全体についてのお話があるので、それについてのお話をいただいて、おそらくその次は、これから皆様方に、私どもも含めて作業ということになると思います。その議論がたぶんまだ済んでいないと思うのですが、それについては、その前にできれば実施状況確認の話をさせていただいて、次回に向けた作業については最後という格好でやらせていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。これは NEXI さんも含めて。

【司会】

今の JBIC からの提案は、ここで一旦休憩に入りまして、そのあいだに皆様方のご質問あるいはご確認等ございましたらまとめていただいて、休憩後その時間を取りましてまとめてやらせていただく。その後、全体的なと申しますか、個別具体的な議論に入る前に、ご意見等ございましたら、これはずっと長いこと時間をかけるというわけにもなかなかないかもしれませんが、申し訳ありませんが、ある程度時間を区切らせていただきまして、それをやらせていただいて、その後、本日の二つ目の大きな議題の柱であります実施状況確認に関する議論をやらせていただいて、最後に、戻りまして、次回の会合のやり方等も

含めたかたちで、この検討のポイントについての今後のそれぞれが行うべき作業とか、今後の進め方とか、そういったものを議論するということですが、そういうことで皆様よろしいでしょうか。

それでは皆様にご賛成いただいたということで、そういうかたちにさせていただきたいと思えます。それではただいま私の時計で 15 時 36 分ですけれども、ここから 15 分間休憩をさせていただければと思えます。また 15 時 50 分過ぎに始めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

【司会】

それではそろそろ時間になりましたので、議論を再開させていただければと思えます。休憩の前に申し上げましたように、休みのあいだにまとめていただきましたクラリフィケーション、ご確認、あるいはご質問につきまして、これからまとめてご発言いただければと思えます。

【日本貿易保険 渡辺】

開始にあたって、前半のところ、確かにご説明としては退屈なものになってしまったかもしれませんが、私どもの思いとしては、これが今後基本的に議論の叩き台になっていくものですので、やはりこれは一つひとつ丁寧に説明するべきではないかと考えた次第です。確か前回もホームページに資料をアップするだけではこれは補完的な位置付けにすぎなくて、やはり会合の席できちんと内容については説明するべきだという指摘もありましたので、それを尊重してご説明申し上げた次第です。ですから基本的には今後もこういうかたちで資料についてはお互いきちんと説明していくということで進めていきたいと思えますが、今回は時間の関係もございまして、後半につきましては、ご提案があったように、皆様からのクラリフィケーションに関する質疑がございましたら、そこに絞ってというかたちで対応させていただきます。

【司会】

ありがとうございます。それではどなたからでも結構ですが、ご質問、ご確認等ござい

ましたらご発言いただければと思います。はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

いろいろご説明ありがとうございました。ちょっと確認だけです。先ほどの表の14ページの項目(22)と(23)のところですが、NEXIさんの資料としてリファーされているところが、(22)についてはNEXIさんの別表2と書いてあるのですが、2というのはないみたいですので、別表でよろしいのかどうかということと、(23)のところは同様にNEXIさんの別表2と書いてあるのですが、別紙2のようですので、この2点だけです。つまらないところで恐縮ですが、以上です。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

今のご質問の件ですが、NEXIの別表2というものは私どものガイドラインの別表2というものでして、実は今回、この資料に付けたものではありません。JBICさんの第2部というの、同じようにJBICさんのガイドラインの第2部に相当しているもので、別表2というのも実は私どものガイドラインの別表2という位置付けです。今お手もとには私どものガイドラインはお配りしていないので申し訳ないのですが、そういうことでご理解いただければと思います。

【日本プラント協会 長田さん】

私の持っているのが平成18年11月29日一部改正というものなのですが、ではこれ以降に何かあるのですね。もしそうでしたらたいへん失礼しました。

【司会】

NEXI、いかがですか。

【日本プラント協会 長田さん】

貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン、平成18年11月29日一部改正を

私は手もとに持っていて、それで見たとこ違うかなと思ったのですが、もし私のほうが間違っていたら失礼しました。

【日本貿易保険 佐藤】

ちょっと誤植がありまして、私どものほうは、別表2ではなくて別紙2の間違いです。私どものほうで書いております表のほうは別表2となっておりますが、ガイドラインのほうは別紙2ということでご訂正いただければと思います。申し訳ございません。(22)のほうはEIA報告書の関係のもので、これが別紙2になります。(23)番のほうも同じく別紙2です。EIAに係る要件等を定めているようなものの部分です。

【司会】

今のお答えは、14ページの(22)、(23)の一番左側の欄の最後のところですね。両方とも別表2と書いてあるところが別紙2であるということですが、よろしいでしょうか。

【日本プラント協会 長田さん】

繰り返しですみません。ガイドラインの11ページが別紙2で、項目の(23)は今、お話しいただいたとおりだと思うんですけども、ガイドラインの12ページは別表になっていて、そこに協議というふうに書いてあって、項目の(22)というのは協議についてですので、別表かなと思うのですが、再度ご確認をお願いします。

【司会】

NEXIのほうから答えをお願いしますでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

別紙2のところには基本的にはステークホルダーうんぬんというような記載がありますので、別表のほうにも一部書いてあると思うのですが、別紙2というのがやはり正解だと思っております。

この話は持っている方と持っていない方の……。ちょっと細かい話になってしまうので、個別にご説明させていただきたいと思います。

【司会】

そうですね。改めてクラリフィケーションをお願いできればと思います。

他に何かございますでしょうか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の(23)のところですが、私どもの提言は、ステークホルダーとの協議においてどのように行われ、そのステークホルダーとの協議はどのように行われるべきかという点について提言させていただいているのですが、これは決して環境アセスメント報告書の作成にあたって行われる協議に関してのみ提言をしたということではありませんで、その他の機会にもこういう協議をすべきだ。その協議一般についてきちんとステークホルダーに関する分析を行うべきだ。あるいはその協議を取り巻く状況について確認すべきだということを提言させていただいておりますので、私たちの提言とJBICのガイドラインの対応関係がちょっとずれているのかな。むしろ第2部の社会的合意のところに対する提言ということで取り扱いいただければと思います。

【司会】

これはJBICに対するご意見ということですか。いずれもということですね。ではお願いいたします。

【日本貿易保険 渡辺】

わかりました。ではその趣旨で整理させていただきます。

【司会】

他にございますでしょうか。ご質問、ご確認等よろしいでしょうか。

それではご質問、ご確認をまとめてお受けするという時間はここで終了させていただきまして、続きまして、先ほど申し上げましたように、個別具体的な議論に入る前に、いろいろご意見なり、言いたいことをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういうセッションを設けたいと思います。次に予定されているものもありますので、これをずっと続けるということはなかなか難しいかと思いますが、そこにつきましてはご発言される方の数を見ながらこちらのほうで判断させていただければと思います。それでは特に順番等

を決めることはいたしませんので、ご希望の方からご発言願えればと思います。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

それでは配布させていただきました「ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)」に関する意見というものを簡単に説明させていただきたいと思います。このペーパーを出させていただいた意図は二つありまして、一つは、事前に論点整理の進め方ということでJBIC/NEXI さんがコメントを求められているように思ったからというものもありますが、もう一つは、この論点整理表を見て若干不安を感じてきた。言わずもがなのことかもしれませんが、ちょっと念押しをさせていただきたいこともあったという背景がございます。

不安を感じた理由ですが、この論点整理表のいちばん右にかなりよく似た表現が並んでいまして、コモンアプローチでの対応、他のECAの対応は如何ということがたくさん並んでいます。先ほど福田さんがおっしゃいましたように、私どもは提言を出させていただくにあたっては、背景とか必要性、それから関連する情報をかなり盛り込んだつもりでありまして、そういった問い掛けはあらかじめ折り込み済みだったということもございます。私どもの認識としましては、コモンアプローチが出発点ではなくて、JBIC/NEXI さんの国際的にも非常に高い水準にあると評価されています現行のガイドラインを出発点にさせていただきたいという思いがありまして、ああいう提言を出させていただいた次第です。

私が出したペーパーの第1点目ですが、本当に言わずもがなで申し訳ないのですが、これは何回かJBICさんが言ってくださっていることで、現行ガイドラインの水準を下げるつもりはないということはもはや自明の理だとは思いますが、念のため書かせていただいております。

現行ガイドラインは、私どもはいろいろな提言をしましたが、非常に優れた価値が盛り込まれていることは確かです、策定するにあたって多くの方々のご苦労されてきた。運用にあたってJBIC/NEXIさんが非常にご苦労されて運用されてきたという非常に重みのあるガイドラインだと思っております。この水準を下げるとか、あいまいにするとか、そういうことはあってはならないと考えております。

2点目ですが、これもまたこんなこといまさら言うなよとお叱りを受けてしまうかもしれませんが、JBIC/NEXIさんのガイドラインは決して日本企業の国際競争力をそぐものではないものだと私は考えております。むしろ本来であれば日本の企業さんが自ら行うべ

きような環境社会配慮確認、あるいはリスクの回避を融資者あるいは貿易保険を付けるお立場から、もちろん自らのリスクを回避するという意味もあるのですが、それと同時に日本企業自体が行うべき配慮、リスク回避にも役立っているということを改めて共有させていただきたいと思っております。

企業の海外事業における人権侵害の事例とか、環境社会破壊の事例というのは、非常に甚大なものもたくさんありまして、改めて事例で引き合いに出すまでもないと思いますが、例えばリベリアにおけるブリヂストン、あるいはベトナムにおけるナイキ、ナイジェリアにおけるシェル、ビルマにおけるユノカル社など、過去、主に欧米の大企業が槍玉に上がることが多いようですが、非常に大変な状況になっている。これについて現地で人権侵害や環境破壊が起こるといった実質的な意味ならず、これらの企業自体も手痛い国際社会からのしっぺ返しを受けていまして、場合によっては訴訟にまで至っているという非常に大きなリスクを負っていることなのだと思います。

民間銀行の例を引き合いに出しますと、例えば赤道原則が多くの銀行で採択されているわけですが、赤道原則というのはあくまでプロジェクトファイナンスにあたっての最低レベルの基準を示したものだと考えまして、シティグループ等、自ら環境ガイドラインを策定してそれを実施しているという背景があります。必ずしもシティその他の赤道原則採択の環境審査なるものによって、顧客が時間がかかってコストがどうなったというような評価ではなくて、むしろこういった銀行の関与によってビジネスがよくなったという非常に前向きな側面があるということを強調させていただきたいと思っております。

これはシティのみならず、JP モルガンなどもいろいろな評価を行ってしまして、信頼性の向上とリスクの軽減、新しいビジネスチャンスの創造、ステークホルダーとの協働などの効果があるということを言っています。また環境社会リスクの軽減はサービスの一環だと言っている銀行さんもあります。

3点目、これが今日の話でいちばん重要なのもかもしれないと思っていたのですが、コモンアプローチについてです。要はコモンアプローチをすべて拠り所にされたポイントの整理をされていたのですが、私はこの整理の仕方自体にたいへん違和感というか、反対でして、この論点整理表でいちばんひっかかっているのはそのことです。コモンアプローチは、私の理解ではOECDのあいだで非常に限られた時間の中で合意できた文書である。必ずしも市民社会との十分な協議プロセスを踏んで改訂されたわけでもない。要はメンバー間の合意が優先された。その結果、内容としてはいい部分もあり、それからあいまいな部分もあ

ると評価しているわけですが、文言が非常にあいまいなまま残されている点が多いと私は考えております。

すでに JBIC/NEXI さんのガイドラインは、この表でも明らかになったように、コモンアプローチを超える、あるいはコモンアプローチがあいまいにしか書いていないことをしっかり書かれているという部分もあります。それは他の ECA でも同じことだと思います。ですからコモンアプローチを出発点とするやり方ではなくて、必要か否か、実質的に事業においてこの環境社会配慮というものは必要であろうか、それが JBIC/NEXI さんのオペレーションとしてはどのような可能性があるかということをご積極的に議論させていただきたいと考えております。

これにつきましては参考資料を付けていまして、参考資料 2 というのが後ろのページのほうに付いています。これは経済産業省さんの委託によって私どもの団体が実施した OECD 加盟国等の貿易保険制度調査で、全文はウェブなどでも公開されています。いろいろ面白い調査結果が得られたと思うのですが、その中でご紹介させていただきたいのは、今、赤道原則やコモンアプローチなどで採択されているいろいろな価値、環境影響評価の事前の公開とか、実質的な協議は、もうグローバルスタンダードになりつつある。まだなる途中的なのかもしれませんが、これをしっかりと推し進めていくことこそが、よく JBIC/NEXI さんがおっしゃる案件の遅いところでしかかかわれない、あるいは間接的にしかかかわれないということに対する一つの解決方法なのだとこのことを言っている人もいたわけです。

私はこれは一つの貴重な見解であろうと思って賛成しているところです。ですからあいまいな文言が必ずしも顧客の企業のためにもならないし、事業実施国における実施機関のためにもならないし、もとより事業によって影響を受けるかもしれない地元の人たちのためにはならないことなのだろうと思っています。

追加論点については 4、5、6 と挙げさせていただいております。これは簡単に説明させていただきますたいのですが。

【日本貿易保険 稲川】

貴重なご意見をありがとうございます。皆さん学校などで習ったと思うのですが、人間の理解する能力は読解力に比べて、聞いただけだと理解力がすごく落ちる。原科先生、学校で言われていませんか。よく言いますよね。今日もらった資料をその場でグーッと読まれても、読解力には限界がある。先ほど満田さんのご提案を受けて、私どもが時間を縮め

た分を満田さんのスピーチの時間だけで費やすのは……。まだご発言したい方がいらっしゃると思うので、これはご提案ですが、満田さんのご意見は論点ですから、これは次回の議案の中で検討ポイントなりとして、非常によい論点ですので、以下の4番以降は、私どものほうでもこれを検討ポイントということで挙げていただければ、ぜひ取り上げたいと思いますので、ここまでのところでいかがでしょうか。

【司会】

おっしゃっていることはよくわかりますので、それではあと2分で残りをご説明いただけますか。残りは次回に含めるということでお願いします。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

申し訳ありません。私のほうからは以上で、後の点は書面で提出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【司会】

それでよろしいですか。わかりました。ありがとうございました。渡辺さん、どうぞ。

【日本貿易保険 渡辺】

貴重なご意見をありがとうございました。一つちょっと誤解があるかもしれませんが、コモンアプローチがすべての出発点のように見えるというご発言があったのですが、コモンアプローチはもちろん出発点の一つではありますが、今日いちばん最初にご説明した論点整理の進め方についてというA4の一枚紙がありますが、そのいちばん最後の数行、見直しの必要性についてのJBIC/NEXIの視点というところに何点か書いてあります。そこにJBIC/NEXIが環境ガイドラインに掲げる個々の目的とか、あるいは他のECAとの比較衡量とか、あるいはその他環境に関する国際的趨勢とか、いくつか挙がっています。コモンアプローチというのはそのうちの一つです。

コモンアプローチというのは、ご承知のように、私どもとしては、OECD加盟国ですので当然尊重すべきものになるわけです。それをすべての出発点にするというつもりはなくて、いろいろな視点がある中の一つと考えて、このA4のペーパーのいちばん下にいくつか整理させていただいたわけですので、そのへんはぜひご理解いただければと思います。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

この見直しの視点ですが、1点ぜひ付け加えていただきたいのは、今いろいろな項目が挙げられているのですが、これに加えて、事業実施にあたって現実に現地で生じる環境社会影響を防ぐ手立てみたいな観点もぜひ加えていただければと思います。

【日本貿易保険 渡辺】

その点も含めまして、ここにはその他環境審査をめぐる諸状況からの必要性というふうに申し上げているわけですし、特に限定しているつもりはございません。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

今回のガイドラインの改訂検討に係る論点整理という表ですが、この表の前提となる「論点整理の進め方について」のいちばん下のところに、個々の視点としてコモンアプローチ見直しの状況からの必要性、対 ECA ガイドラインとの比較、それから他環境に関する国際的趨勢、それから実施状況確認、その他環境審査を巡る諸状況というふうに掲げられているのですが、今回検討ポイントとして出されたポイントは、これをきちっと具体的に一つひとつ追ったものではなくて、例えば他の ECA を比較する部分もあれば、比較していないポイントもある。それから IFC とか他の世銀のポイントを比較している部分もあれば、していない部分もある。非常に恣意的に比較しているのではないかという実感を私は持ってしまったんです。こういった論点整理を進めるにあたっては、できるだけ包括的にポイントを絞り出してほしい。要は次回までにこういうふうにコメントするというのは、確かに私は出すのですが、この段階でもう少し包括的にやってほしかったなというところは一言コメントとして申し上げたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 渡辺】

検討ポイントの抽出にあたっては、前半のところでもちょっと申し上げたかもしれませんが、私ども JBIC/NEXI で考えた検討ポイントということで出したわけですし、あるいは想像力が欠けていた部分があるかもしれませんが、検討ポイントにつきましては皆

様にもぜひ挙げていただきたいということで、これに限定して議論を進めるつもりはございませんので、もし違和感があるということであれば、検討ポイントに対するコメント、あるいは新たな検討ポイントというかたちでぜひご提案いただければと思います。

【司会】

よろしいですか。その他ご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

ひと言だけ簡単に申し上げます。皆さんが言われたようなことはたいへん大事だと思います。基本的には藤平さんが言っておられるし、NEXI の方も同じお考えだということで、現行のものをさらによくしたいということで考えておられるわけです。その点から言うと、先ほども言いましたけれども、ほとんどすべてに他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何という言い方がちょっと気になって、これに比べてどのくらいよくなったかとかいう観点が大事だと思いますので、そういうニュアンスでやっていただきたいと思います。そこで、環境社会配慮というのは本来どうあるべきかということもしっかり議論しながら改訂案を作っていただければと思います。それだけ簡単に申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易会 平尾さん】

これも後で文書でコメントを出せばいいことかと思いますが、JBIC さんは今年の 10 月から日本政策金融公庫の 1 部門として再出発されるということで、同法の 1 条に国際競争力の強化、資源の確保、金融危機への対応ということが明確に書かれています。したがってここは国際競争力の強化という観点から、OECD、コモンアプローチ、それから他国 ECA との比較は非常に大切な点だと思います。これは後で文書で提出することにしたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ただいま原科様と平尾様から貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。この会合はいろいろな立場、いろいろなご経験の方がいっぱい集まっている。すべての方に開かれているオープンコンサルテーションとかたちで進めさせていただいております。何となれば1人で見てしまうと、どうしても近視眼とか思い込みで見てしまうということはどんな人間にも起きることだと言われていています。この点をさまざまな視点から見ていく。そしていかなる視点も排除しないというアプローチ、今からまさにやろうとしていることが、複眼的な判断能力をこの会合、また私たちに与えてくださると思っています。その意味で、そういう言葉を受けることを私たちは別にどうとも思いませんし、ありがたいご助言だと思うのですが、恣意的とか、一方的というのは、この場にいろいろな人がいる中で、誰もが自分のことを言いたいというのは否定しません。長くしゃべってしまったりは僕も同じです。ただ、客観的に見たら自分が恣意的ではないのか。自分の視線は本当に正しいのかと皆さんが見つめ直すことでよくなると思うのです。ですから今、平尾さんが言われたこと、原科さんが言われたことを、私たちはすべて心に留めてこれから進めたい。変なまとめで恐縮ですが。

あと1点だけ、原科先生から言われた他 ECA との比較は、悪い意味で出しているのではなくて、子どもがよく言う、うちの悪ガキも「みんな持ってるよ」とよく言うんです。ただ、そういうつもりで引き合いに出すわけではなくて、みんなということをご存じなのかな。他はみんなやっているとか、あるところはやっているという資料がありましたけれども、本当はどうなんだろう。全体って何なのだろう。私たちが比較すべき相手とは何なのだろう。あるいは私たちが独自に進めるべきところはどこなのだろう。今まで皆さんの議論の中で、そこまで哲学的というか、そこまではきつくなかったんだと思います。そういう視点も、最後には会合に来ていただいている皆様、あるいは来られないけれども、議事録等で見えらっしゃる皆様が、できるだけ多く共有できることを、共有と納得感ということを私たちは心に留めて進めていきたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ごもっともなお話ですが、他の ECA とか、コモンアプローチとか、いろいろな国際金融機関との比較表を作るのは非常に貴重な作業だとは思いますが、もちろん比較して現在の位置を探るといのは重要なことです。ただ、その結果どうされたいのか。JBIC/NEXI さんのガイドラインは、確かに現行のものも先進的な部分もたくさんあるわけですが、例えば一部分先進的でない部分があったとして、そこを現地の条件を踏まえてこうすべきだという議論をしているときに、他の ECA がやっていないということ踏まえて何を引っ張り出そうとしているのかが私はどうも腑に落ちないのですが、いかがでしょうか。

【司会】

お答えいただけますか。

【日本貿易保険 渡辺】

私は趣旨をよく理解できていなかったとも思いますので、もし腑に落ちないということであれば、検討ポイントということを出していただきなり、あるいは我々の出した今回の検討ポイントに対して、ここは違う、こうではないというコメントのかたちでぜひいただければと思います。

【司会】

他に何かございますでしょうか。具体的な議論につきましては、先ほども申し上げましたように、本日の最後のところで、今後どういうふうに行っていくかを皆さんでもう一度議論していただいて確認した上で、次回も引き続きやっていくということになると思います。もちろん今日これで終わりということではございませんので、また個別具体的な論点の中でいろいろ議論していただければと思ひまして、本日のところは一旦このセッションはここで終わります、次の議題に行かせていただきたいと思いますと思うのですが、よろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきたいと思ひます。論点整理につきましては、後でもう一度戻りますけれども、ここで一旦中断しまして、二つ目の大きなポイントであるところの実施状況調査に関しまして、前回、前々回から引き続き議論をしているわけですので、いろいろなご意見もいただいているという状況ですけれども、まず最初に JBIC のほうから

これに対してご意見をいただければと思います。あるいはご説明をお願いできればと思います。

【国際協力銀行 藤平】

前半の議論に関しては、今回私は珍しくほとんど聞き役に徹することができて、皆さんいろいろな意見を持っていらっしゃるんだな。それから原科先生以外にもう1人プロフェッサーがいるんだなと思って、これはNEXIの稲川さんのことですが、話を聞いていました。いみじくも稲川さんがおっしゃるように、共有と納得が大事なことです。もしかしたら本音ベースではご納得いただけないのかもしれないけれども、できるだけ共有をする。ディスクローズする。これを改めて肝に銘じて、今後の議論をやっていきたいと思います。予定よりも1時間後ろ倒しになってしまいましたので、例によって長い話を短くできればと考えております。

もう一つの重要なテーマである実施状況確認ですが、前回のおさらいから簡単にいきますと、第2回の2月7日の会合におきまして、いわばNGOの有志の方から、私どもの実施状況確認調査に対して追加調査をというご要望をいただきました。それまでの経緯ははしりませんが、それに対して私どものほうで何ができるかについて検討しました。それから第3回、この場においても議論は継続するという事を申し上げました。

結論から先に申し上げます。本日この時点では、全体像のような紙は当然ありませんし、もっと申し上げると、追加の情報提供というご要望に対して、こういうものでございますという資料は本日はご用意できておりません。言わずもがなですが、相当いろいろご指摘をいただいているので、そんな簡単に答えられるような話ではないということがあります。ただ、これからどういうふうにJBICがやっていこうかということについては、口頭ながらほとんどの部分をご説明申し上げたいと思っております。

まず大事な話としましては、皆さんは今マテリアルをお持ちではないのであれですが、前回、NGO様のほうからいただいた追加要望ということで、项目的には2桁の項目をいただいております。これにつきましては、私が言うのも変ですが、JBICとして誠心誠意ベストを尽くしてお答えを用意するつもりであります。全項目についてお答えするかどうかというところはありますけれども、ほとんどの項目について、しかもNGO様からご要望があった、事例を挙げてご説明をするような格好の資料をいずれ提供したいと思っております。

さらにその資料を作成するにあたってもう一つ大事なポイントとしてご要望いただいていた現地調査についてご説明します。これにつきましては、これだけ紙を作ったような格好で本日席上配布しております。3月3日付国際協力銀行のクレジットのものです。私どもがかねてから申し上げているとおり、この実施状況確認調査というもののそのものの目的で現地調査は行っておりませんが、一方でこれも真なりですけれども、個別案件の案件管理、さらにはモニタリング確認ということで現地調査にこれまでも行ってありますし、今後も行きます。今もうオンゴーイングになっているものもありますし、これから行くものもあるのですが、特にこれから行くものにつきましては、NGOの方々からいただいたご要望の向きをできるだけ取り入れた格好でやっていきたい。

正直申し上げれば、この3月3日の紙は用意しなくてもよかったものかもしれませんが、できるだけ私どもが考えていることをNGOの方、あるいは他の方々にもわかっていただきたいという趣旨で、事前に配布できなかったのは申し訳ないのですが、一枚紙なので許していただきたいということで、本日あえて配布いたしました。

私どもは、前書きのところで書いておりますが、通常のモニタリング結果確認の一環として参ります。ご要望を受けたので追加調査とか現地調査をするということではありません。ただ、現地調査をした内容は、先ほど申し上げた将来私どものほうからご提供申し上げます、事例も含めた追加情報提供の資料の中には含めるということで考えております。

あと若干このペーパーについての説明ですけれども、数件のプロジェクトと言っております。数件では数がわからないではないかというご批判はあろうかと思っておりますが、1件や2件ではありません。そこははっきり申し上げます。それからここに掲げられています個別の1、2、3、4という項目、1、2、3と4はちょっと違いますが、4のところではプロジェクトの実施主体者だけではなく、住民移転の案件がある場合ですけれども、移転住民等の代表へのヒアリング、さらには必要に応じて現地のNGOの方々、さらには政府関係者、できるだけ広くヒアリングをしていくつもりであります。

目的はモニタリング確認ということですので、一義的にはファクトファインドです。ただし、そこで必ずしも好ましくない状況になっていけば、モニタリングということで直ちに手を打ちますが、一方で課題を見つけるために行くというノリでもない。結果として改訂に向けての課題が出てくれば、それは当然この後、例の3段表に加えてまいります。それはお約束します。しかし、課題を発見するために行くのではありません。ファクトをファインドし、まずい事例があれば直ちにそれを修正するための動きを取るということです。

それからこの現地調査にあたっては、私どもの銀行の本体の人間で参ります。外部委託はいたしません。そこはなにとぞご理解いただきたいと思っております。もちろんいろいろ考えました。単なる費用対効果とかそういうレベルの話でもないですが、それも一つの要因です。

それからこの3月3日のペーパーは、私どもとして、皆様方からいただいた現地調査に関連するご要望をできるだけ包括的に取りまとめた紙だと自負しておりますが、今後もし何かご意見とか、こういう視点もということであれば、それは恐縮ながらこの場ではなくて、この後、もちろんバイのベース、あるいは非公式のベースでも結構ですが、お寄せください。私どもはそのご意見も踏まえて、これから行く現地調査のものについてはよりよいものにしていこうと思っております。

ちなみに、これは最後のポイントですが、現地調査そのものはできれば3月、無理であれば4月に行こうと思っております。したがって最終的に追加情報提供という格好で資料に仕上がるのはちょっとお時間をいただきたいと思っております。私からのこの段階での説明は以上にさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。前回からいろいろご意見をいただいております JBIC の実施状況調査に関しまして、今後と言いますか、いろいろご意見、ご提言をいただいていることに対して、JBIC が今後どういうふうに対応していくかということに関する基本的な方向性が説明されたということです。ご意見等があればこの場ではなくてということでしたけれども、そういうことですか。

よろしいですか。そういうことですので、もちろん今日に限るということではないでしょうけれども、方向性としてこういうことでやっていくということが今表明されたわけですが、もしご意見なりご質問なりがございましたら、この場でお聞きいただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ご説明ありがとうございます。今回、補足調査をされるということは非常によかったかと思うのですが、一方で、通常モニタリング結果確認の一環として行かれるということで、銀行の本体がいつもの環境審査室と原課の方ですか、いらっしゃるということなんで

すけれども、そもそもこの補足調査は何のためにしているかという、例えば JBIC さんが去年の 11 月に出された調査の目的のいちばん最後のところには、環境ガイドラインの改訂に関する検討を行うための基礎資料を作成することを目的とすると書いてあるわけなので

す。

つまり改訂に資するような資料を作成すると書いてあると考えますと、通常のモニタリング結果の確認の一環として銀行の本体が行くということをもう少し超えた何かをするのが適当なのではないかと思います。例えばもう少し客観性を持つような方法はできないのか。例えば委託はされないとおっしゃいましたけれども、全面的な委託はだめなのであれば、JBIC さんたちが行う現地調査に第三者を 1 人とか 2 人入れ込むとかいうことで、そういう工夫をするかたちでもう少し客観性を確保できないでしょうか。

【司会】

JBIC、お答えいただけますか。

【国際協力銀行 藤平】

おっしゃっていることはよく理解いたします。客観性とおっしゃっているのは、皆様方が参考にされておられる国際機関、IFC とか、ADB とか、そこらへんのことをイメージされている。JBIC のいわば自己反省だと客観性に欠けるのではないかというご指摘なのだろうと思います。そのご批判はあろうかと思っています。私どもはただ自己反省の路線を歩ませていただきたいと思っています。客観性を確保するにはいろいろなやり方があるはずで

す。IFC、ADB のやり方だけが 100 点ではないと思います。

これもかねてから申し上げていることですが、私どもは実施状況確認調査報告書を皆様方に出しました。実施状況確認というものそのものはこれで終わりにするつもりではありませんということも申し上げました。つまり、まさしくこのコンサルテーションの場が、私どもがもしかしたら視野の狭い報告書なるものを作っているのに対して、皆様方から、その視点は違うだろう、こういう視点もあるだろうということをお受けして、それが改訂につながる論点であれば、それを改訂に向けての論点として取り上げ、成案にしていく。まさしく皆様方が私どもにとって第三者です。したがって私どもは皆様方、第三者の方々からチェックを受ける材料はできる限り徹底的に出します。

ですから、ご要望も踏まえてということではありませんけれども、事例を出したほうが

わかりやすいよね、ただ個別案件名を出すのは、議論が変なほうにねじ曲がる可能性があるものだからご容赦いただきたいのですが、したがってA案件とかB案件とかいう感じになるんだとは思いますが、それに関してはできるだけ詳しく、私どもはこうこうこういうふうに判断したんだ。それに対して、いや、これはこうこうこういう視点もあるでしょうというような、場合によってはご批判をいただく。ただし、問題はそれでおしまいではなくて、それはあくまでもある一つのケースに対しての判断であって、それがさらに今度はガイドラインの改訂につながるというのはもう1段上のレベルに行かなければいけないと思っています。

私はファクトファインディングに一義的に行きますと申しました。では課題を見つけに行くのではないんだということですが、それはもしかしたら誤解を与えたのかもしれませんが、課題先にありきではないですよということを申し上げているのであって、私どもは、もしかしたら将来、皆様方の視点、あるいは私どもそのもの行って、これは個別の事例ではあるけれども、そこから改訂をしなければいけないねというのが見つかるかもしれません。そうなったら私どものほうから打って出ます。そういう意味です。よろしいでしょうか。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございます。相当もう内部で固まっているようですので、反論するのも虚しい気もするんですけども、いちおう申し上げますと、私がここでご提案したのは、何もすべてIFCとADBをイメージしていたわけではなくて、IFCとADBと、今JBICさんがされているのは私が提案したものとは違ったと思うんです。私が提案したのは、JBICさんの現地への環境モニタリングのときに、もうちょっと外部者を入れられないかというご提案です。それが1点目です。

あともう一つですが、藤平さんのおっしゃったのはコンサルテーションの場で議論することによってある程度客観性を確保できるという趣旨だったかと思うのですが、それだと私たちからしてみれば、情報を十分出すとおっしゃっていましたが、事例の案件もよくわからない中で、これは例えばJBICさんがAだからBであると言ったときに、私たちがその事例も知らずに、これはAだからCだったのではないかとすることは、外部者がなかなかコメントしづらいわけです。そういうことでコンサルテーションの場で客観性を確保するという事は難しいのではないかと思います。ですから客観性という意味でも

うちちょっと何か工夫をしていただけないでしょうか。私が今提案した客観性の確保の仕方というのは一つの提案だと思うんですけども、他の方法もあるかもしれませんが、そのあたりもうちょっと検討していただければと思います。

【日本オイルエンジニアリング株式会社 宮淵さん】

今客観性の話が出ていますけれども、NGOの方が現地調査に行かれたときに、どんな方とお話しして例の資料をまとめられたかちょっとわからないんですけども、私もカザフスタンに6か月駐在しまして、いろいろな関連機関の方のお話を聞きました。最初、かなり矛盾がありました。でも、何回か聞くうちに、だんだん全体像がわかってきたということがありますので、JBICさんが現地に行かれて、たくさんの立場の違う方からよく意見を聴取するということがより客観性を深めることになるのではないかと思います。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ありがとうございます。清水さんはちょっと誤解されていますけれども、私のことをまだご理解いただけていないのかなと思います。

JBICのスタンスはそんな固まってないです。私どももご指摘のことはよく理解した上で、何がベストなのか。100点というのをよく使ってしまうので、大学の試験を受けているようにいけないんですけども、100点を取るとかそういうことではなくて、何がいちばんいいことなのかということをいろいろ考え、悩み、その上で、ほぼこれを結論にしつつあるということです。

客観性というところに関しては、私どもとしてもできるだけ客観性を確保するような方策は考えたいと思っていますが、おっしゃるとおり第三者の方、といっても第三者の定義とは何ですかというのがまた出てきてしまうのですが、第三者を入れるということだけではないとも思っていますし、場合によっては専門家、コンサルタントというような格好の人をリテインするとかいった格好でできるかもしれません。

そこらへんの客観性は私どもなりに判断をして取り入れていきたいと思っていますし、それから先ほどの中でも申し上げましたが、基本的にここで現地調査をと言っている

ところで、私どもはこういうことを詰めていきますと申し上げている中に、皆様方からいただいた視点を入れているということがまずあるわけですが、加えて、繰り返し強調しますが、私どもはこの TOR で行きますと言っているわけではなくて、この TOR というかこの調査項目に加えて、皆様方からのご意見があれば、極力それを反映できるよう努力します。

もうこれで決まりだとは申し上げてないです。それをもって客観性に代替できるかどうかはわかりませんが、私どもからお話をさせていただくのであれば、喜んでさせていただきます。どこが足りないでしょうか。どこをどうしたらいいでしょうか。させていただきます。そういう意味でこれで決まりで、これでやると決めて、腹をくくって、あとは説明するだけというつもりでここには臨んでおりません。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【FoE Japan 神埼さん】

藤平さんがおっしゃることもよくわかるんですけども、課題を見つけに行くものではないというポイントはわかるんですけども、その調査を誰が行うかによって何が結果として出てくるかが違ってくる場合もあると思います。ですので、もしかすると JBIC 自身が行うと課題ではなかったかもしれないというところが、実は別の第三者が見ると、もう少し課題が実はあるのではないかとこのポイントが出てくる可能性もあるのではないかとこのことでもあるので、第三者の目があったほうがいいのではないかと私どもは思っている次第です。

それから藤平さんのお話を聞いていますと、JBIC が行うモニタリングと実施状況確認の補足調査をどういうふうに分けて考えたらいいのかというところが多少混乱してしまう部分があります。と申しますのは実施状況の確認調査というのは、JBIC が日々行っている業務をちょっと一歩引いたというか、見返してみても評価をするというようなものを私は考えております。モニタリングに行った際に、ファクトファイディングとしての調査と、今私が申し上げたような調査をいったいどのように分けて行うのかということが、いまいちイメージがつかめないのでありますので、固まってないとおっしゃいますが、想像されているところの範囲で、どのように行うのかということをもう少し詳しくお話しいただければ

と思うのですが。

【国際協力銀行 藤平】

難しいご質問なので的確にお答えできるかどうかと思っておりますが、私なりにできるだけの確にお答えしたいと思います。

まず誰が行くかによって物事の見方が場合によっては180度違ってしまいますので第三者ということなのですよというご指摘はよく理解します。清水さんがおっしゃっていることもそういうことでしょうし、その究極の姿がIFC、ADBなのだろうと思いますし、そこまでは行かなくても、第三者を入れた格好でという清水さんのご趣旨もよくわかります。そこから先をこの言葉でひと言で言うのは問題があるかもしれません。ご批判があるなら甘んじてお受けしますが、私どもは自分たちのやっていることを正当化しようというつもりでやっているわけではありません。

先ほどの2番目の話ともダブってしまって、順番がごちゃごちゃになってしまうかもしれませんが、まず通常のモニタリングというのは、私どもは個別の案件で、これは環境社会配慮の点においてこういった点をモニタリングしていかなければいけないですね。私どもが融資を決定した後も、その案件は進捗していくわけですから、その進捗に応じてこういう点をモニタリングしなければいけないですね。住民移転しかり、大気汚染しかり、水質汚濁しかり。そういったことですよね。そういった項目はあらかじめもう明らかになっているわけです。

それに対して一義的にはプロジェクトの実施主体者からレポートが来るわけです。ただ、そのレポートで、モニタリング項目が大気汚染とかそういった類のものであれば、基本的には数値基準が、当局に対して出しているものがあるわけですから、そのレポートでまさかそれを嘘だろうと思うのは、そこまでいったら人を信じられなくなってしまいますから、一義的にそこがちゃんと問題ない域に収まっていれば、その案件はもうそれでいいでしょうということになるわけですが、加えて私どもがモニタリングの確認ということで現地実査まで行くということは、レポートだけでは確認できない内容があるということなんです。私はそれを問題案件だとは思いませんが、現地に行って確認したほうがいいのかという案件だから行くんです。そこで私どもが疑問に思っているところのファクトを確認してくるんです。ここまでよろしいですか。

その問題意識の中に、皆様方からいただいた部分も極力反映した格好で、よりコンプリ

ヘンシブな、包括的なモニタリング確認の現地調査に行つてこようということなんです。それはコンサルタントとかハイヤーするとかいった問題も考えますし、やっていくんだらうと思いますけれども、基本はJBICの本体の人間なんです。そこは信頼できませんとおっしゃるご批判はあると思いますが、信じていただきたい。

私どもは私どもの考えたものに関してご批判があるだろうということも覚悟の上、丁寧に追加の情報提供の資料をお出しします。それを皆様方は、これまで個別の案件で培ってこられた知見から、いわば土地勘のようなものがありになるわけですから、そういう土地勘から、仮に個別の案件の、個別スペシフィックの情報がない場合でも、十分私どもに貴重なご意見をいただけるのではないかと信じております。

【司会】

ありがとうございました。原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今のご説明で一つ気になるのは、具体的な個別スペシフィックな情報がなくても判断できるとおっしゃったのですが、そこがいちばん疑問なんです。私は、具体的な案件を出さない限りは普通はチェックできないと思います。ただ、公表の問題があるので、今このパブリックコンサルテーションだと全部議事録公開になりますので、扱いは難しいというのわかります。

よく環境アセスメントの審査会などでは、そういう公開しにくい情報に関しては、インカメラ処理とよく言いますが、閉じまして、その中で情報はオープンするけれども、しかし表には出さない格好で扱います。例えば貴重種とか、盗掘されるとか、密猟の恐れがあるような場合は、審査会だけの情報という扱いにして、そのときは議事録にも個別の具体的なものは伏せますけれども、全体の論理はわかるようには記録しますが、そんな工夫をします。公表の仕方は違いますけれども、議論の場ではみんながその情報を確認できるので判断できるんです。これがないとこの確認は非常に難しいと思います。そこは一つ工夫をしていただきたいと思います。公表の問題がありますから、だけど少なくともこの場ではきちんと確認できるようにしてもらいたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

藤平さんの今のご説明に対して一つだけ確認をさせていただきたいのですが、藤平さんのお話を私が理解するところによりますと、今から行うモニタリング結果確認の一環としての現地調査というものは、レポートなどでは明らかになっていない部分や疑問を現地に行って確認するということが目的であるとおっしゃったかなと思うのですが、そうしますと、ここは確認ですが、では実際にこれまでの実施状況の確認として、そのプロジェクトにおいて、例えば早期の協議がいつ、どのようなかたちで行われたか。内容はどんなものであったかということの過去のレビューは現地調査によっては行われたいという理解でよろしいのでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

言葉が足りなくて、自分自身もっともっと勉強しなくてはいけないなと思います。私どもはモニタリングの一環でやっていきますということなので、個別案件についての今私どもがわからない内容を調べに行くということです。と同時に、皆様方からいただいたものに関して、それは例えば住民移転の案件であっても、私どもの中で、これも申し上げたかと思いますが、もうすでに住民移転そのものは、私どもが融資を決定する前に終わっているものもあるわけです。そういったものについても、皆様方からは、今まさしく神崎さんがおっしゃったような視点の情報提供なり何なりを求めてこられているわけです。

そこは皆様方からいただいたご意見を踏まえて、言ってみれば通常のモニタリングの確認に加えて、過去やった私どもが確認した内容も、当然可能な限りですけれども、確認をしていくということなので、狭い意味での今明らかになっていないことだけを明らかにしてくるということではなくて、加えて皆様方からのお話も踏まえ、過去一度これはもうギブンだと判断した内容についても、もう一度確かめてくるということも含まれます。これでご理解いただけたでしょうか。

それから先ほどの原科先生のご指摘、貴重なご意見、ありがとうございます。本当に私どもです。私どもはどうしようかということを考えていて、一つは、もしかすると信頼の問題なのかなという気もしています。いずれにしても、この会合の後、バイの場

でも、あるいは非公式の場でも、ご要望があればということですがけれども、この3月3日のペーパーについての意見交換とかご要望の場は持たせていただきたいと思っています。その場で、またそれ以外も含めて、ご意見とかご要望があればお受けした上で、我々としてできる限りそれを踏まえた上での出張をしていきたいと思っております。

ちなみに、もうすでにオンゴーイングになっている出張のものもありますから、あるいはもう終わっている出張のものもありますから、その内容も踏まえて事例をとということですから、今回行く数件と書いてあるものだけから事例を挙げて、いずれ説明するということではありません。これまでやっていて結果的にディスクローズできなかった内容ですがけれども、事例として出すのが適当だというものがあれば、それは当然私どもが将来出していくものに反映させていきますので、この数件だけに限るとということではないということも最後に付け加えさせていただきたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。ご質問はよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

先ほどインカメラ処理でお願いしたいと申し上げたのですが、これは信頼の問題ではなくて、事実を確認するためにはそうしないとわからないと申し上げたので、きちんと情報を提供していただいても、どこでどういうというタイミングの問題とかいろいろありますので、これはまさに具体的な問題で議論しないと判断できないと申し上げました。しかしその場に持ってきていただく情報は、いま藤平さんがおっしゃったように、しっかり集めていただければ、それをもとに議論すればいいと思います。ただ、具体性がないと、それ以上議論するのはなかなか難しいです。そういう意味で申し上げました。特に途上国の問題は、社会、地域によってかなり違うということが言われていまして、そのとおりだと思います。ですからそれを申し上げました。ただ、私としては信頼したいと思っておりますので、ぜひ情報のディスクローズということを期待しております。

【日本プラント協会 長田さん】

今、個別の具体的な、例えば事業名なりをオープンするべきというご意見もあって、私も悩ましいなとは思いますが、一つは、今回現地の追加調査をやっていただくという目

のは、今回環境ガイドラインを改訂するための情報収集で、環境ガイドラインをどういうふうによくするかという観点から言えば、個別の固有名詞がわからなくても、事実をきちんと提供していただければ検討の必要性は満たすかなと思います。あとは情報を公開することになりましたら、現地調査に行ったときに、当然今回聞いたことは公開することをお相手に伝えた上で調査をされると思いますので、そのときに、公開されるのだったら言いたくないなということが起こってこないかなという気もしますので、改訂そのものについては、情報をきちんと提供していただければ検討はできるかなと思います。

【司会】

ありがとうございます。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今申し上げたインカメラ処理というのは、情報公開という概念では情報を公開しないということになるんです。パブリックにするのではないんです。限られた範囲内ではその情報は使わないという意味です。暗室処理ですからね。ですから今おっしゃるように一般にパブリックにするという意味ではありません。ただ、情報をもったら、どこかで検討するでしょう。検討材料として限られた範囲内ではそれは処理しないという意味で申し上げます。ですからそういうご心配に関しては、そうではないということです。

【FoE Japan 波多江さん】

JBIC さんが現地で見られる点の内容についてちょっと確認をさせていただきたいのですが、クラリフィケーションですけれども、1点目、2点目、3点目のいずれも当初計画および現時点での実際の状況について確認、モニタリング、ヒアリングをされてくるのかなと思うのですが、現時点での実際の状況の中身について、実際にどういうものを想定されているのか具体的に教えていただきたい。例えば当初計画が実際に行われていますということだけを確認されるのか、それとも当初計画が例えば自然環境の緩和策であったり、例えば2.ですと、移転政策がちゃんと被影響住民の生産水準、それから収入機会の改善に役立っているのかどうかという実際の状況を確認されるのか、そういった点をクラリフィケーションさせていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いできますか。

【国際協力銀行 藤平】

今のご質問については別途お話し合いをさせていただきたいと思います。もともとこの紙については具体的な話し合いは別途やりましょう。何か加えることなどがある場合にはということで申し上げました。正直に申し上げますと、ご質問が抽象的なので、抽象的なものに抽象的にお答えしても、この場の議論の本旨とはちょっと違うのかなという印象を私は持ちました。ただ、別の機会では、できるだけ丁寧にお話をさせていただきたいと思います。

【司会】

藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

この実施状況確認調査、補足といえますか追加調査は NGO さんから要請されました。これは前回も議論になりましたし、今回も似たようなところでずっと同じような議論をされているなという感じがいたします。ただ、第1回目、第2回目、第3回目を見ても、JBICさんのほうからは、100点は無理なんでしょうけれども、皆さんの要望にできるだけ沿うようなかたちで努力はしておられますし、それから藤平さんのお話を聞きますと、皆さんのご意見も、ご要望もいろいろ……。それから事実もちゃんと集めてまいります。最後は信頼のところまで行くような感じなんですけれども、原科先生も信頼の問題ではないと言いましたけれども、いろいろ意見が違ってきているんですが、これだけ真摯な対応をされていますと、どこがだめなのか私はよくわからないんですけれども、この基本的なところで進めていただいでよろしいのではないかと思いますけれども。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

もう一回申し上げます。信頼をしていないわけではないと申し上げたはずですが、そこは間違いないでください。そうではなくて、事実関係の確認のための具体的なものが何も出てこない、その段階で確認できない。その場合には、一般の情報公開ではなくて情報非公開なんです。そういう工夫をしていただきたいと申し上げたんです。インカメラ処理というのは限られたメンバーだけで議論するんですけども、ですから例えばこのメンバー全体ではなかなか秘密を保持しにくければ代表者を何名か集めて事実確認をしてもらう。その場合に、JBICの方だけではなくて、ここでいろいろ意見を持っている方が、10人でも15人でもいいですが、その限りであればけっこうきちんとコントロールできるでしょう。ですからそれはそういうことにさせていただく。それで議事録にも中身に関しては固有名詞は出さないで、AとかBという表現にするように工夫して、ただ中身はそうだと確認する場所が必要ですから、そういう方法を通常は取ります。それは皆さんもご存じで、それぞれの分野であると思いますから、そういう意味でのインカメラ処理なんです。ですから信頼の問題ではないというのは、信頼はしておりますけれども、しかし実際の具体的な手続きになるとそういうこともやらなければいけないと思いますから、それで申し上げました。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

安易に信頼という言葉を使ってしまったので、申し訳ないと思っているんですけども、結局この問題は、私どもが現地調査も踏まえてさらなる情報提供をすると言っているものに対して、皆様方からせつかくいい調査のポイントと言うのでしょうか、そういうものをいただく機会、そういういい点と、言ってみれば事前に案件の名前をディスクロースするというに伴って、信頼の問題ではなくて、事実確認の問題かもしれないし、リスクの問題なのかもしれないし、そういうところとのバランスを考えなくてはいけなくて、最終的に判断するのはJBICなのだろうと思っています。

間違いなくお約束するのは、私どもが調査内容も含めていずれ事例を挙げてご説明するものの内容は、できるだけ具体性を持った、しかも、これもちょっと語弊があるのですが、ピカピカの案件というか、もう全く問題がないよというものだけ皆様方に提供するつもり

ではありません。やはりちょっと考えなければいけなかった案件だな。したがって違う意見もあるんだろうなというようなものも事例として挙げていくつもりであります。その議論をさせていただく段になって、もしかすると、個別具体名まではいかないにしても、案件の顔が出てこない、なんでそういう判断をしたのかといったところは出てくるのではないかと思います。

今の段階で間違いなくお約束するのは、いずれ私どもが出すものについては、できるだけ具体的なということと、言ってみればピカピカの案件だけを皆様方にご提示するということはしない。むしろ議論をしていただきましょうという案件もご提示するつもりであります。これは誤解のないように。これは自己反省ですけれども、私どもが今までやってきた案件が間違っていたとは現時点では思っておりません。そのことを申し上げた上で、判断に難しさなどがあった案件もご提示するつもりであります。その議論の中で、場合によっては個別の顔に近いようなものを情報として出さないと議論ができないということだっであるかもしれません。でも、ギリギリの線まで出すつもりであります。ご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。いろいろな意見をおっしゃっていただきましたが、収斂とは申しませんが、だいたい出尽くしてきたのかなと思います。私なりにまとめさせていただきますと、まずこの実施状況調査の補足につきましては、観点としましては、ここに書いてあるものだけではなくて、これからJBICのほうといろいろお話をさせていただいて、加えるべきものがあればどんどん盛り込むということについて今後とも協議を継続してもらうというのが1点。

二つ目としましては、皆様いろいろなかたちでおっしゃっていますけれども、事実関係はなるべく明らかにしなければ議論ができない。その前提がないですよねということにつきましては、JBICのほうもそれに最大限応えられるように努力をする。それから案件の選定につきましても、恣意的にという言葉はよくないというお話も先ほどありましたが、特にそういう前提条件をつけてということではなくてということで、これもJBICのほうでそういうふうにするということ。信頼うんぬんということではなくて、確かに藤平さんが言うように事実の世界なのかなと思いますので、そういった方向性で引き続き議論をしながら実施状況調査の補足を進めていくという方向性でだいたい皆様のご意見は収斂したかな

と思っているのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではそういう方向で引き続きいろいろな協議、議論をしながら進めていくということで、この議題につきましては、今日のところは一旦ここで終わらせていただければと考えます。

それではもう時間も残り少なくなってまいりましたが、最後にまた先ほどの議題に戻りまして、論点整理に関しまして、次回に向けてこれからそれぞれのお立場でやっていただく作業と言いますか、取りまとめと言いますか、それから次回の議論の進め方というか方向性というか、そういったことにつきまして最後にもう一度確認というか議論をして、皆様の理解が違わないようにしておきたいと思えます。

それでは、これにつきましては、もう一度 NEXI さんのほうから取りまとめてご説明いただけますでしょうか。

【日本貿易保険 渡辺】

それでは皆様にご協力をお願いしたい点について、今日冒頭でも申し上げたのですが、ちょっとわかりにくかったかとも思いますので、再確認ということでちょっとまとめさせていただきます。

皆様をお願いしている点は大きく二つでして、一つは検討ポイントのご提出です。今回は JBIC/NEXI からの検討ポイントということで縷々ご説明申し上げましたけれども、皆様方からも個々の論点について検討のポイントがあるかと思えますので、ご提出ある場合はぜひお願いしたいと思います。これにつきましては、恐縮ですが、1 週間後、3 月 10 日(月)までに書面でいただければと思います。これが 1 点目です。

2 点目をお願いしておりますことは、検討ポイントに対するコメントの提出です。これにつきましては、今回の検討ポイントについて、如何という言葉でいろいろクエスチョンを投げ掛けさせていただいていますので、皆様なりのコメント、ご回答もあるかと思えますので、それをぜひお寄せいただきたいと思います。これにつきましては次回の会合までに書面でいただければ、次回の会合時に机上に配布させていただきたいと思っております。ただ、3 月 10 日までにはいただけるようであれば、今回の資料と併せてウェブのアップの対象にしていきたいと考えております。

それから補足ですが、今回の配布資料の中に私ども JBIC/NEXI としてのコメントもあったかと思えます。今回はご説明はしませんでした。結局私どもなりに検討ポイントを出

して、それに対するコメントで、自問自答しているわけですが、これは当然皆様方も、自ら提出していただいた検討ポイントに対してご自身のコメントを出していただくということは当然できるわけですが、もちろん私どもの検討ポイントに対するコメントも当然入ってくるかと思いますが、コメントについては区別はしておりません。

したがって次回の会合では、皆様から提出いただく予定の検討ポイントについてご説明をいただくとともに、クラリフィケーションをしていくということになるかと思えます。それぞれに対するコメントにつきましては、検討ポイントあるいはコメントが出そろった段階、したがって5回目以降で個別に検討、議論をしていくという進め方を考えております。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。ご質問等ございましたら。はい、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

ご説明ありがとうございます。1点だけ確認ですが、2点目の検討ポイントに対するコメントというのは、今回JBICさん、NEXIさんが出しているらっしゃるような回答のことなのか、それともこの問い掛けそのものがどうなのかというコメントなのか、前者という理解でよろしいでしょうか。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

前者のほうです。

【司会】

よろしいですか。

【FoE Japan 清水さん】

ありがとうございました。あともう1点ですが、JBICさん、NEXIさんへのコメントへの

コメントということもおっしゃっていましたが、それは27日までということでもよろしいですか。

【司会】

NEXIのほうからお願いします。

【日本貿易保険 渡辺】

コメントに対するコメントというのは今回はお願いしているわけではなくて、それは議論の中で5回目以降やっていくというつもりであります。

【司会】

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

始まったときに何人かの方がおっしゃっておられたのですが、次回の開催日が3月末というのは、非常に勝手なことで申し訳ないのですが、けっこう詰まっております、出られない可能性が非常に高いものですから、翌週ぐらいにさせていただけないものか。これはあくまで勝手なお願いでして、聞いていただけるかどうかはJBICさんのご判断なんです、できればということです。

【司会】

NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

今の件を含めて先ほどの説明に2点だけ簡単に補足します。まず1点目は日程の関係です。先ほど渡辺のほうから3月10日というのがあったのですが、これは実際やってみると大変なのですが、検討ポイントを出してすぐコメントを出してというのは非常に辛い作業です。だから日程を延ばせというわけではないのですが、今から日程の協議をする中で、日程をフィックスさせた上で、若干日繰りが例えば1週間ずれるということであれば、気持ちスケジュール的にも余裕が出るのかな。私たちも、日程がいつになっても3月10日と

いうつもりはないという点が1点。

もう1点は、これは全くお願いごとで恐縮なのですが、3月10日に、日付はいいのですが、検討ポイントを書面でというところですが、もしお差し支えなければ電子媒体で、WordとかExcelとか、PDFにならない状態でいただけると、この後テキストを作っていく関係でコピー&ペーストする関係でたいへんありがたいということなんです。

【司会】

JBIC、ありますか。

【国際協力銀行 藤平】

産業界の何人かの方々から、それから先ほど冒頭でもありましたけれども、ポイントは二つあると思っていまして、一つは3月27日というデッドラインそのものがこれからの作業との関係で厳しいという部分があると思います。もう一つは、3月27日という会合そのものが皆様方のご多忙なあれとの関係できついということもあろうかと思えます。他方、正直に申し上げますと、私どもはこの場所を確保するのに非常に苦労しております。4月上旬にここを確保できるという保証は全くありません。もちろん他の場所というのもあり得ると思いますが、他の場所もあたっておりますが、実はほとんど確保できておりません。そういう事情がございます。

したがって一つのやり方として、これまで10日と申し上げているデッドラインは、例えば4回目ではなくて5回目にするとか、あるいは極端な話、思い切って4回目を4月上旬ではなくて中・下旬というタイミングに延ばすのか。やり方はいくつかあると思います。最終的には私どもがNEXIさんと相談の上、できるだけ3週間前ノティスということで決めさせていただくということはあるのだと思いますけれども、ご意見を伺えればと思います。

【司会】

今のご発言は、開催のタイミングについてのご意見を皆様方からお伺いしたいということですか。

【国際協力銀行 藤平】

正確に申し上げれば、開催のタイミングと、その開催のタイミングとも関係する資料等々のデッドラインの話です。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

共催者から言うのはあれかもしれないですが、先ほどのご提案を初めて聞いて、私だけ理解できていないのかもしれないのですけれども、3月の27日ではなくてもいいのですが、4回目の会合のときに、皆さんから、あるいはJBIC/NEXIからも出す新しい検討ポイントを話さないと、5回目に回すということにすると、4回目の議事は何をするのでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

当然こんなことは想定していないので、NEXIさんともこんなケースについては打ち合わせしておりません。これ言うのがいいのかどうかというところはあるのですが、まず今はポイントの洗い出しだということは承知の上です。他方、私どものポイントについてのコメントへのクラリフィケーションというのは、コメントへのコメントではなくて、私どもが紙に書いてある内容も、これですべて皆さんにご理解いただけているかというところはあると思っています。

さらにもっと言うと、これは各論に入らないという前提でのアイデアですけれども、NGOの方々からいただいているコメントの中に異議申し立てについての話があります。私どもはこれは若干誤解されていると思っています。非常に期間が狭いと思われていますが、実態はそんなことはありません。そこらへんのご説明を申し上げてもいいかなと思います。ただ、議論は先にするということですが、

【日本プラント協会 長田さん】

日程の件で先ほど申し上げましたけれども、JBICさんにお任せいたします。出られる人間はできるだけ出る。出られない場合はしょうがないと思います。

【司会】

わかりました。ありがとうございます。

【国際協力銀行 藤平】

誤解のないように、3月27日に絶対やりたいと申し上げているわけではなくて、先ほどの問題、私が申し上げた問題点として、27日がデッドラインになる。そこまで作業するのは、他との兼ね合いで大変だということであれば、4回目ではなくて5回目をデッドラインにするというソリューションもあるということです。4回目そのものに出席いただくのがそもそもかなわないというのであれば、4回目を開く意味がないわけです。3週間刻みとかそういった意味でちょっと間が空いてしまう。

繰り返し申し上げますけれども、3月の末というのを飛ばしたときに、次に4月の上旬にできますとお約束できないので、その場合はもうちょっと先に延びる可能性があるということは申し上げた上で、でも3月27日はやはり適当ではないんだ。私は、先ほど申し上げたようにアジェンダはあると思っておりますが、ただ会合を開くことそのものが適当ではないんだということであれば、そのご趣旨を踏まえないと、自分勝手に会合を開いて、皆様方は誰もいない。閑古鳥が鳴いているという状態ではさすがにまずいだろうなと思っておりますので、それでご意見を伺ったということです。ですから私の申し上げていることをご理解いただいた上で忌憚のないご意見をいただければというのが私の趣旨です。

【司会】

藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

27日につきまして、産業界のほうから厳しいというのは、年度末であって、もちろん作業が厳しいということもないと言えば嘘になりますけれども、実は27日は会合等が詰まっております。ただ、こちらのガイドラインの日程もありますし、先ほど藤平さんがおっしゃった場所の問題もあると思います。27日は、先ほどプラント協会さんともお話ししましたけれども、なんとか人をやりくりしてできないこともないのかなということですので、その意味でお任せしますというか、27日にやれば、そこは人のやりくりはするように努力はいたしますということで、当方の意見です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 渡辺】

今回の開催日については、JBICさんと私どもで事前に調整を十分にしていない件ですので、いろいろご意見をいただいておりますけれども、ここで決めるというよりは、私どもで調整をさせていただいたほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【国際協力銀行 藤平】

最終的にはもちろんそれです。もう5時半過ぎていますから、長々と皆さんのご意見を伺うということではありませんけれども、今ご発言いただいた方々以外、NGOの方でも結構ですし、産業界の他の方々でも結構です。ご自身のお考えで結構ですけれども、3月27日はやめたほうがいいのか、やったほうがいいのか、対応できますとか、そういうお話を何人かからいただくと、参考になりますのでありがたいと思います。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

日程に関してはお任せしますが、私個人としては出席できません。私が言いたかったのは、プロセスに関しては、検討ポイントに関してはもっと追加すべきポイントはたくさんあるなと思っていて、検討ポイントに対するコメントを次回までに出すとなると、そもそもここに書かれていないそれぞれの検討ポイントを他の参加者の皆様とまず共有した上でコメントを出すほうが、プロセスとしてはしっかり来るのかなという気がしているので、できれば検討ポイントの洗い出しをしてやったほうがいいかなという気はします。

【司会】

ありがとうございました。はい、どうぞ。

【日本貿易保険 渡辺】

もちろんプロセスの順番としては検討ポイントが先にあって、それに対してコメントということですので、できるだけその流れに沿ってと思っています。検討ポイントの提出は3月10日と申し上げましたが、先ほど稲川のほうからも補足がありましたけれども、でき

るだけということで、要するにコメントより先に検討ポイントのほうをまず出していただきたいという順番のことを申し上げているわけですし、10日過ぎたものは全部却下するというつもりはございません。

【日本貿易保険 稲川】

今の田辺様のご発言に対して、私も全く同感です。二つ悩ましいところがあります。皆さんがなぜこのポイントを出したのかというところはできるだけ理解を共有したい。それはプレゼンをやるという意味ではなくて、今日なぜ延々と読んだのかということですが、教科書と一緒に、子どもみたいですけれども、書いたものを声を出して読む。おとなしく聞いているというのはすごく理解力が上がるんです。その通りに読むのが大事です。あっちへ行ってこっちへ行って説明すると、かえってわからなくなります。そのためにやらせていただいた。その意味で、次回、少なくとも検討ポイントまではいただきたい。そこまであれば、また無駄な朗読の時間と言われてしまうかもしれないですが、それは私たちがなりに意味があると思っています。

その一方でコメントですが、コメントのプレゼンテーションは個人的には全く意味がないと思っています。紙で読むのがいちばんいいんです。人が何を言っても全部は理解できませんから、それよりはむしろちゃんとした紙をいただく。そういう意味では4回目に間に合わなければ、もうちょっと後にいただく。それで私たちがテキストを、検討ポイントとコメントを全部作って貼り出しますから、5回目からはむしろ双方向の議論を始めたほうがいいと思っています。今日何人かの皆様からもあったとおり、本来議論してなんぼである。そこは全く同感です。プレゼンでいたずらに時間を使うよりも、きちんとしたテキストを完成させる。そして全員で議論する。双方向で意見を交わし合う。そういう方向でやりたいと思いますが、それだったらどんな感じでしょうか。田辺さんお一人に聞くわけではないですが。

【司会】

ただいまご提案のありました次回以降の議論の進め方、それから次回に至るまでの準備の仕方ということでしょうか。はい、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

他の方々からご意見があまり出ないので、これをどう取っていいのか。27日にやれるということなのか、やれないということなのか、正直よくわかりませんが、いずれにしてもNEXIさんと相談をさせていただいた上でアナウンスをいたします。

ちょっとご了解いただきたいのですが、仮に皆様方からのご意見を踏まえ、3月27日より後ろに倒れ、場合によっては4月の中旬、下旬、下旬といってもあまり遅くはしたくないですけれども、中旬ぐらいまで延びてしまうということがあっても、私は本意ではないですが、ご了解いただくということによろしいですか。その場合に、これはNEXIさんをご相談しなければいけません、今あるそれぞれのマテリアルのデッドラインも3月の末という前提でいつまでということにしていたので、それが仮に4月の中旬というふうにするのであれば、そのデッドラインをもう少し後ろに下げて、皆様方によりよいご意見をいただくために、そういうソリューションもあろうかと思えます。

いずれにしてもそれはしかるべきタイミングでホームページなどでご連絡申し上げる。そういうことでいかがでしょうか。最終的にはこちらへんの日付と、それからデッドラインの話ですが、そこは私どもとNEXIさんとの協議にお任せいただくということであれば、これをもって結論とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【東京工業大学 原科さん】

今のようなスケジュールで、あまりあわてるときつそうな感じもしましたが、ただ問題は全体としてのスケジュールで、10月1日に改訂というのが少しずれ込んでもいいのであれば、私も少し遅らせたほうが良いと思います。だけどその後ろがありますね。それが心配になりまして、先ほど稲川さんが十分議論したいとおっしゃったので、議論する回数が今度は稼げなくなってしまう。そのへんが悩ましいところです。会場を取るのが大変だということもお聞きしてわかりましたので、そのへんも配慮しなければいけないと思います。

それから日程に関して、3週間前ノティスというのはたいへんいいんですけども、この全体のパブリックコンサルテーションを始める最初の段階で3週間前というのはたいへん大事なんですけれども、継続的にやっていますので、2週間ぐらいにルールをちょっと変えてもいいのかな。そうすると日程の取り方が楽になりますよね。3週間というとなかなか回数を稼げないので、そのへんも弾力的にやって、できるだけ議論する場を設けるような工夫をお願いしたいと思います。

【司会】

先ほど挙手をされた方、ご意見をお願いできますか。

【日本貿易会 平尾さん】

藤平さんが他の人も意見を言わないと日程を決めづらいということで、あえて申し上げます。私自身は3月27日でも大丈夫なのですが、一般的には企業は年度末で出にくいのかなと思います。せっかくパブリックコンサルテーションのかたちを取っているので、なるべく多くの人に来ていただいたほうがいいのかな。同じ理由で、4月中旬以降ということにしていいただければと思います。4月1週に延ばすのであれば、年度代わりで同じことだと思えます。NGOさんの組織はあまり知りませんが、すべての組織はだいたい同じようなことかなと思いますので、延ばすのであれば4月中旬以降にお願いしたいと思えます。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

4月の中旬以降でないかと今おっしゃったのですが、4月の第1週ぐらいだと3月27日前後と同じ状況になってしまうのでしょうか。

【司会】

4月の第1週であると、3月27日にやる場合と同じような状況なのかというご質問だったと理解しましたが、そういうことですね。それはそうだということでしょうか。どなたか。今、何人かお答えいただきましたけれども。

【日本貿易会 平尾さん】

先ほど申し上げましたように、私個人的には第1週は難しい。

【司会】

わかりました。それでは今いただきましたご意見を踏まえまして、最終的にはNEXIとJBICでスケジュールを決めさせていただきたいと思えます。それにつきましては、原科先

生から3週間にこだわる必要はないのではないかというご意見もございましたけれども、ある程度のタイミングで事前に皆様に周知をさせていただくというふうにさせていただければと思います。3週間なのか2週間なのかということも含めてご検討いただければと思います。

それでは次回までに、先ほどNEXIのほうからまとめていただいたようなことで、ポイントとか、あるいはコメントを出していただいて、次回以降、なるべく全部ポイントを出し尽くしてというかテーブルの上に置いて、それを議論していくということでやっていければと思います。

そういうことで本日の第3回のコンサルテーション会合をここで終了させていただきたいと思います。時間を超過してしまいまして申し訳ございませんでした。遅くまでお疲れさまでした。どうもありがとうございました。